

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算特別委員会会議録 (3) (15.1 定)			
日 時	平成 1 5 年 3 月 6 日 (木)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		閉 会	午後 5 時 5 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	小林委員長、北野副委員長、前田・成田・大竹・松本（聖）新谷・ ・見楚谷・武井・佐々木（政）・斉藤（陽）・秋山 各委員		
説 明 員	市長、教育長、総務・企画・財政・経済・港湾・学校教育・ 社会教育各部長、企画部参事、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 書 記 記録担当 </div>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に新谷委員、斉藤陽一良委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

大畠委員が松本聖委員、中島委員が新谷委員、佐々木勝利委員が武井委員、高橋委員が斉藤陽一良委員に、佐野委員が秋山委員に交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総務、経済両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日は、自民党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合、共産党の順といたします。

それでは、自民党。

地元企業の育成について

佐々木（政）委員

まず、経済部にお尋ねをいたします。

私も、今日まで何回か、この特別委員会の中で、地元企業の育成という問題について触れさせていただきました。その点について、再度また、今日改めてお伺いさせていただくわけであります。

小樽市も、ご多分に漏れず、非常に経済が冷え切っている、こういうような中でございますので、やはり、地元企業の育成というものは、これは大事に考えて、また重要視しなければならない問題だろう、こう思っているわけであります。

そこで、お聞きしたいのでありますが、公共事業を含めて、地元で調達できる産品というものが結構あるわけがありますけれども、そういう面についてどのように、市として、今申し上げました精神に基づいて、地元製品の調達、いわゆる利用を考えていらっしゃるのか、経済部の方で、考え方があればお示しをいただきたいと思えます。

（財政）契約管財課長

ただいま質問にありました地元企業の育成の関係で、公共工事における地元資材の使用ということですが、小樽市では、工事発注時の仕様書の中で、工事に使用する資材の中で、市内で産出、生産、製造されるもので、規格品などが適正であるという場合は、これを優先的に使用するよう努めてくださいということで仕様書でうたっております。

また、うちの方で、契約管財とかで契約する場合におきましても、これとは別に、請負業者に対しまして、文書で、資材の調達を行う場合は小樽市内に本社を置く業者を優先的に使用するよう指導をしております。

佐々木（政）委員

今お話がございましたように、地元企業というものを重視して発注の際も指導していらっしゃる、こういうようでございます。いろいろと地元の企業の方々からご指摘を受けているのは、公共事業その他についてさっぱり私どもの製品を使っただけでない、これが実態だと、こういうように大変な苦情といいまじょうか、そういうご指摘があるわけでございます。

今、お話がございましたように、発注の際についてはそういう指導をしていらっしゃるわけがありますけれども、指導の仕方に、もう少し力点を置いてやはり地元産品を利用できるような発注の仕方というものが今後必要だと思えますけれども、そのあたりの心構えといいまじょうか、取組については何かございますか。

（財政）契約管財課長

業者に対する指導ということですが、これにつきましては、今までもこういう形でやっておりますけれども、こ

れからもさらに地元資材を優先的に発注するよう、いろいろな機会を見つけまして指導していきたいと考えております。

佐々木（政）委員

特に、経済部としては、産業振興課という課がございまして、担当は木村課長でございますけれども、こういう面については非常に前向きにご努力をされているという面がたまたま見受けられるわけでありまして。また、小樽市の産業振興課という存在については、非常に重要視しているというのが地元企業の皆さん方のとらえ方だ、こういうように私も受け止めているわけでありまして。これについて、産業振興課として、今の問題に関連しますけれども、産業振興というプラスの面からいって、どのようなご感想、考え方を持っていられるか、お聞きしたいと思っております。

（経済）産業振興課長

やはり、地元経済活性化には、地場の企業が元気になるということが大切だと思っております。それには、地元の製品、技術はどのようなものがあるのかという部分をしっかり把握して、それを P R させていただかなければならないというふうに考えておりました。今回、平成 14 年度事業で、地元の製品又は技術のデータベース化を行わせていただいております。このようなことも踏まえながら、やはり、地元の製品、技術は、どのようなものがあって、今後どのように活用されていくのかということは、地元の皆さんはもちろんのこと、市外にも P R がしっかりできるよう、今後とも取り組んでまいりたいと思っております。

佐々木（政）委員

今、振興課長の方からご答弁がございましたが、今年度、産業振興に関連するような大きなイベントと申しますか、そういうようなものを考えていらっしゃるというようにお聞きをしておりますけれども、その中身について、また、時期、そして規模はどのような規模で考えていらっしゃるのか、あわせてご答弁いただきたいと思っております。

（経済）産業振興課長

今、市内の各企業の皆様は、それぞれ 9 月にある程度集中しているのですが、物づくり週間というような形で、9 月 18 日、19 日に、北海道中小企業家同友会の全道の研修会があるとお聞きしております。また、9 月 20 日から世界の職人さんが集まる世界職人展をはじめとしまして、9 月 21 日に世界職人学会の総会を立ち上げるということでお聞きしております。そして、そのときにはシンポジウム、分科会を行って、世界の職人さんが今後どのような活動をし、連携していくかということをお聞きしております。また、9 月 22 日には、削ろう会という宮大工の職人さんのお集まりがありまして、その集まりの世界大会を小樽で開催するということが伺っております。また、9 月 23 日には、同様に世界職人展を行いまして、そのときには、小樽の職人さんと美容師、理容師の皆さんと一緒にファッションショーとカットショーを行うということも伺っております。また、9 月 24 日には、今調整中ということになっておりますが、新しい産業を創設するということが伺っております。これは、国土交通省が中心となって行われております。9 月 25 日と 26 日は、北海道発明協会さんがシンポジウムと表彰式を行うということも伺っております。9 月 18 日から 26 日まで物づくり週間という形にしまして、市としましてもできるだけ協力して連携させていただければと考えておりました。実行委員会形式で行われる、例えば世界職人学会につきましても、積極的に参加させていただいて、お手伝いできることがあればということで今取り組まさせていただきます。

佐々木（政）委員

振興課長の方から、今年度開催するイベントについて、しかも、従来ですと、道内だとか、それから全国規模の大会というものが行われるのが普通ですけれども、国際的な要素で、世界の職人さんを集めての大会と、その他何か所があるわけですが、今までにない大会が今年は期待をされているわけでありまして。

この大会を通して、小樽産業の宣伝と申しますか、PR と申しましょうか、こういうものを大いに反映できるように最大のご努力が必要だろうと思っておりますが、この取組方について、産業課長はどういうふうな見解を持っていますか。

(経済) 産業振興課長

やはり、このように 1 週間以上にわたって小樽の物づくりが行われるということですので、その間の中で、また、今企画中でありますが、小樽市内の企業団体の皆さんで物づくりの企業展を行いたいという方もおられますので、その部分もしっかりこの期間に連携して行えるような形でご協力させていただきたいというふうに考えております。

ただ、どのような形で行くのかというような部分、それと、実際にどれくらいの人数の方がこちらに来場されるか、又は担当されるかという部分はまだ調整中で、私も実行委員会にはオブザーバーとしてできる限り参加させていただくことにはしておりますが、それを十分確認しながら、連携できるところはしっかり連携して、協力させていただきたいと考えております。

佐々木(政) 委員

大変心強いイベントに対する取組方をご披露していただいたわけございまして、大いにご期待をいたしたいと思うわけでありまして。

いずれにいたしましても、こういう世界的な大会というものは、主催地として大成功で行う必要があるわけございまして、そういう面から考えますと、やはり、市民を挙げて、それから、窓口である市の方も、多くの世界の職人の皆様方においてをいただいて、気持ちよい大会を開催をして、実りのある大会で終了できるように、特段の配慮が必要であろうと思っております。そういう面について、これはご答弁は要りませんが、受入れする小樽としての取組方を、そういうようなおもてなしの心と申しますか、小樽市民挙げて歓迎するような、そんなような気構えで取り組んでいただきたいと思いますと申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

経済部長

今のやりとりにもあるありましたように、小樽の地場産業と申しますか、そういうものは相当力をつけていかなければ、これからの小樽の将来性はなかなか難しい面があるかというふうに思っています。そういう中で、物づくりを主体にして小樽市もいろいろ取り組んでいただいておりますが、それは、小樽あるいは北海道、全国、さらには世界にまで、短期間の間にいろいろな意味で事業展開ができるような体制ができたということにつきましては、当然にして、市内でそういう産業にかかわっている方々の意識と申しますか、最近是非常に強くなってきている、そういうものの表われだというふうに思っております。

それで、世界職人学会も含めまして、9 月にあるわけですが、それにつきましては、我々経済部はもちろんですが、市内の関係企業ともども、気持ちよく皆さんをお迎えするように、実行委員会含めて、内部で詰めていきたいというふうに思っております。

佐々木(政) 委員

ありがとうございました。

大竹委員

行政改革及び機構改革について

それでは、私の方から、行政改革並びに機構改革、これについて何点かお伺いしたいと思います。

まず、財政が大変ひっ迫しておりますから、いろいろな施策をしながら、よりよいものを選択していかなければならないと思います。そんなことで、いろいろな考え方の中で、参考になるかと思う部分もありますので、聞い

ていきたいと思えます。

まず、職員給与と小樽市内の民間給与の実態についてですが、これは、できますれば、年齢別といいますが、30、40、50 歳ぐらいの分け方の中で比較をしてみたいと思うのです。その辺はどのようにになりますか。

(経済) 商業労政課長

私の方から、民間の給与についてお答えさせていただきたいと思えます。

民間の給与につきまして、年収総額ということでとらまえようとしたけれども、市の統計ですとか、商工労働事務所、職安、商工会議所でもそういったデータを持っていないということでありましたので、私ども経済部で行いました労働実態調査を使うしかないのかなということでもあります。ただ、これについては、手当とか賞与とかというのは、実数ではなくて、10 万円単位の幅で調査をしておりますので、お尋ねのことには直接お答えできないのかなと思えます。

そこで、労働実態調査の中にあります基本給というのをとらえまして、仮に、これを 12 か月分ということで 12 倍した数字をお答えいたします。

まず、事務系について、30 歳から 39 歳男性は年収 294 万 4,536 円、女性が 228 万 9,936 円、40 歳から 49 歳ということになりますと、男性が 363 万 9,492 円、女性が 272 万 6,460 円、50 歳から 59 歳ということになりますと、男性が 413 万 6,892 円、女性が 296 万 8,260 円です。

次に、技術系ということで申しますと、男性、30 歳から 39 歳は 297 万 888 円、女性が 238 万 4,928 円、40 歳から 49 歳の男性が 345 万 5,844 円、女性が 287 万 2,860 円、50 歳から 59 歳の男性が 391 万 4,424 円、女性が 280 万 6,176 円です。

最後に、労務系になりますけれども、30 歳から 39 歳男性は 250 万 6,332 円、女性が 220 万 8,016 円、40 歳から 49 歳が 299 万 6,940 円、女性が 229 万 5,732 円、50 歳から 59 歳ということになりますと、男性が 326 万 6,568 円、女性が 248 万 6,100 円ということになっております。

(総務) 職員課長

小樽市の職員の標準昇給モデルで申し上げます。

先ほどと同様の考え方で、月額を単純に 12 倍してございます。

大卒で申し上げます。大卒 30 歳で 294 万 2,400 円、40 歳で 423 万円、50 歳で 485 万 400 円です。高卒で申し上げます。30 歳で 286 万 4,400 円、40 歳は 407 万 6,400 円、50 歳 480 万 8,400 円というふうになっております。

以上です。

大竹委員

今、たまたま出してもらったのは、官民の差があって、人勤あたりで考えておりますのは、民間といかに近くするかということで人勤はあろうと思えますけれども、今は逆転しているというような形です。

それから、今は月額で出されましたが、賞与とかいろいろなことがありますので、これからいろいろなことをやっていくためには、年収ということでとらえるようなことも必要になるうかと思えます。というのは、市民からいろいろな意見が出ているのですけれども、それにきちっと説明するためにも、そういう数字をとらえておかなければならないと思うのですが、その辺はいかがですか。

(経済) 商業労政課長

そのとおりだと思いますので、今後は労働実態調査の中でその辺をじゅうぶん考慮して調査してまいりたいと思えます。

大竹委員

職員の早期退職奨励制度について

次のところへ参りますけれども、札幌市では条例化されているのですが、職員の早期退職奨励制度というものがございませう。札幌市の条例内容についてどのようにとらえているか、お伝え願ひませう。

(総務)職員課長

札幌市のいわゆる早期退職制度ですけれども、勤務期間が 20 年以上で、かつまた年齢が 50 歳以上を対象としているというふうには認識をしております。

大竹委員

早期の退職奨励制度というのは、去年の札幌市議会の 2 定の中で変更されましたね。その内容について、ちょっとお知らせ願ひたいと思ひませう。

(総務)職員課長

その部分ですけれども、年齢を 40 歳まで引き下げて、パーセンテージで上乗せする、オンする形になっているというふうには聞いております。

大竹委員

今、内容を聞いたのですけれども、それでは私の方から言ひませう。

札幌市の場合、定年前 15 年といったときに、100 分の 30 を上乗せするというような条例になっています。それは年代ごとによって違ふようになっています。そういうようなことを札幌市は条例の中で指定しているわけですけれども、小樽市の場合、条例という形の中ではされていませんね。

それで、札幌市と同じようなことが小樽市でも採用されたとするならば、どのような財政的な状況の変化になるのかという面については、どう考えませうか。

(総務)職員課長

実際に退職者がいるかどうかは別にしまして、年齢が引き下げられるということで、人件費総額の中では、当然、退職金の一時的な支出はございませうけれども、トータルで考えれば人件費自体は削減効果になるのかなというふうには思ひませう。

大竹委員

その辺の数字は個々によって違ふということになるかと思ひませう。

そういう中で、やはり、今、財政が大変だというような状況の中、あるいは、この間も市長答弁にありましたように、生首は切れないうようなことで、外注するとか何かといったときに、職員を配置するのに大変だというようなことも含まれますから、そうしたきに考えておかなければならない一つの状況なのかなというふうに思ひませう。

そこで、今、早期退職ということを取り入れたとしますと、市民サービスの低下ということは考えられると思ひませうか。その辺をどのように考えるかということをお伺ひしたいと思ひませう。

(総務)職員課長

基本的に、そういう勤奨制度と申しますのは、組織・機構なり職員の適正配置を踏まえた上で実施していくということで、市民サービスの低下のないように進めていくべきものというふうには考えております。

大竹委員

市民サービスの低下というのは絶対にあってはいけないということですから、当然そういう取組をすることになるかと思ひませうけれども、今の財政状況を考えると、やはり、人件費というのはかなり大きな部分を占めております。それとまた、市の職員というのは、小樽の企業の中では一番大きい企業であり、頭脳のいい方が集まっているということを考えませうと、その辺はいろいろな対応ができていくものだと思います。

また、その次に、早期退職をして、今、高齢化社会でもありますし、社会貢献するためには、高齢者の方々も社会参加をし、かつまた、その中で得た部分を税金という形の中で戻してもらふ、そういうようなことも考えなければ

ばならない時代だと思えます。その辺についても取り組んでみるおつもりはあるのかどうかという点をまず聞いておきます。

(総務)職員課長

現実的に、ある程度組織・機構を大きく見直すとかの中で、職員の配置状況が困難になることも考えられます。そういった中で、早期退職制度がいいのか、どのような形がいいのか、検討しつつやってまいりたいというふうを考えております。

大竹委員

その人件費の問題について伺いますけれども、今の状況の中で、こういう財政状況であるとするならば、人件費対策として何を考えているのか、お答え願いたいと思います。

(総務)職員課長

ご承知のように、人事院勧告で申し上げれば、来年度は退職手当の引下げ、暫定 3% ですか、こういうのが上がっておりますし、昇給停止の部分で、国であれば 55 歳ですので、その辺も小樽市で参考に、その他、諸手当の節約と見直し等を基本的に考えております。

大竹委員

今、昇給停止年齢を 1 年早めるような考えもいいのですね。そうすると、例えば、昇給停止年齢を 1 年早めることよっての財政支出の差というのはどのぐらいになりますか。

(総務)職員課長

現在、小樽市は、56 歳で昇給延伸、58 歳で昇給停止ということになっております。これを仮に今年度だけ実施すると、約 1,300 万ぐらいの削減になると考えております。

大竹委員

そういう面に向けても、行財政改革あるいは機構改革の中でやはり取り組んでいかなければならない問題だと思えますので、その辺は、市民が納得するような形の中での取組をしていただきたいと思えます。

そこで、前から言われていますように、新卒者の不採用、これを打ち出しておりますけれども、自治体運営を長期的に見たときに、影響はないと考えるのかどうかという面についてはいかがですか。

(総務)職員課長

確かに、現在、資格を有する者以外、原則退職者不補充ということで進めております。現実的に、ここ何年間か、先ほどご説明したように、かなりの退職者を予定しております。役所の機構的に、職員配置も含めて、このまま採用しないという形であれば、当然なかなか運営が難しい形になるということで、その辺は、長期的に、計画的に採用計画をつくって採用していかなければならないというふうを考えております。

大竹委員

5 年間の不採用ということは、また考え直す必要が出てくるのだろうかという今のとらえ方でよろしいでしょうか。

(総務)職員課長

今回、財政健全化の中では、向こう 3 年間と原則でなっております。

ただ、職員の中には、例えば保護課のようにケースの数によって職員数がある程度決まっていたり、保育所のように定員によって職員の配置が決まっているという場合がございますので、そういう部分はもちろん削れない部分であります。いずれにしろ、原則 3 年間案に向かってある程度の採用が必要になるというふうに思っております。

大竹委員

ある程度の採用は必要になるということですね。

人件費ということは、民間企業においても一番頭の痛いことと申しますが、経費のかかる部分なものですから、

いかにスリム化するかということが企業経営を継続させていく大きな問題点という形でとらえているわけです。当然、行政の方といたしましても、そういう面は考えていかなければならないことだと思います。

そういう中で、今、臨時職員の方が百五十何名いらっしゃいますね。それに嘱託職員もありますけれども、これで、人件費とか、いろいろと財政を立て直さなければならないということを考えたときに、その辺の取組をどうするのか。ただ単に数字の問題ではなくて、中身の問題は、市民サービスは変えないにしても、その辺は人間の数の中で何とかならないのかという部分が市民の素朴な疑問でありますので、その辺についての取組をお聞きしたいと思います。

(総務)職員課長

嘱託員につきましては、いろいろな時間の幅、それからいろいろな職種の中についているわけでございます。その辺の中で、仕事がなくなった部分でどのように削減していくかということでございます。

それから、臨時職員につきましては、例えば、産休代替だとか、季節職員も含めまして、職員の代替的な機能ということで現実的には仕事をしていただいております。

いずれにしましても、今、組織・機構あるいは事務の見直しということで、その中で当然職員もそうなのですが、これらの職員についても一定程度の削減を図っていかなければならないというふうに考えております。

大竹委員

削減ということは、当然考えなければならないかもしれませんが、やはり、市民サービスのことを考えると、一概に言えない部分もあるかと思います。その中で、我々は、よく市民の方から言われるのですけれども、市の職員は多過ぎるぞというようなことを言われるわけです。その辺は、今、課長からお話しいただいた中では、必要な部分だからいるのだというところをえ方をしていると思いますけれども、それに向けて、やはり、市民は税金を払ってくれている側ということでとらえますと、その人方に理解していただくということが必要だと思います。それに向けて、どのように周知してきたか、あるいは、これからまたその辺の部分をどのような形で周知するつもりでいるのかをお聞きしたいと思います。

(総務)職員課長

月はちょっと忘れたのですけれども、「広報おたる」の方で、職員数調べと、いわゆる職員数の実態の部分を市民の皆さんにご理解いただいたと。職員数につきましては、ご承知のとおり、小樽はほとんどすべての行政部門の組織があるということで、その辺で職員数の多さがあるというふうに考えます。

大竹委員

そうしますと、どういう形で、どの面を削っていくという形の中で行財政改革をやるつもりなのですか。

(総務)職員課長

この分の行革でこれまでも申し上げておりますとおり、委託ができるものについては委託を進めて、その部分の職員数を削減するといいますか、減らすということです。

それともう一つは、現実的に、退職者不補充という形で、現職員数よりも減っていくという形の中で、行政改革的に申し上げますと、大きくですか、組織・機構の改編をしなければならないというふうに思っております。

大竹委員

今、委託をすることによって減をすと言いましたけれども、そういう形にはならないという答弁が前の中にあるわけです。矛盾していませんか。委託をしたからという形で、その人間を減らすということはできないわけですね。

(総務)職員課長

委託の場合というのは、例えば、現実的に業務が回っている状態で、ある程度の必要数をそこに当てながら日ごろの業務を進めている部分がございます。その部分を、ある時期から委託をかけるときに、当然そこにいる職員

が、余剰人員と言うとおかしいですけども、余る形になりますので、その余った職員を、それぞれ職種等がございませうけれども、それを配置していくことがなかなか難しいということだというふうに思っております。

大竹委員

なかなか難しく、賃金を払っているのであれば、実際面の減額にはならないわけでしょう。そういうことにはなりませんか。

(総務)職員課長

例えば、今続いている業務を委託するときのことをお話ししているのですけれども、それが、職員配置、職種等を見直して別なところに配置するなどの中で、トータルで、ある程度時間がかかりますが、将来的には職員数の削減ができるということです。

大竹委員

それと、先ほど、職員数の問題で市民に周知するという事の中で、広報に載せているからということは、確かにそれはありますけれども、市民からしてみると、それはただ数字が上げられていることであって、説明を受けているという印象を持たないのですよ。その辺は、もう少し説明する手立てをするべきではないかと思うのですけれども、いかがですか。

(総務)職員課長

広報に載せているという事実だけ申し上げたのですけれども、確かに、これから人件費の問題等、今の行政改革を進め、財政健全化を進めていく中で、人件費の問題は当然出てくるかと思えます。そういった中で、市民の方にもご理解をいただかなければならないということもございませうので、そういうことも、いわゆる広報等以外も検討してみたいと思えます。

大竹委員

ですから、具体的にどんな方法でということですけども、今答えられないところを見ると、それについての必要性は今のところ考えていなかったと言わざるを得ないのですが、それでよろしいですか。

総務部次長

今、公の手段としては広報ということがありますので、そういう意味で職員課長が申し上げました。

加えて、これからいろいろな改革を進めていく中で、その都度、行財政改革の進ちょく度合いだとか何かという形では、1年に1回やっている職員数の発表だけではなくて、機会あるごとにやっていかなければならないと思えます。あるいはまた、市長と語る会であるとか、それから、いろいろ町会長さんとの意見を聞く会だとかがあるわけですから、そういった中でもご質問を受けたりする場合も当然ございませう。ですから、そういうことも踏まえまして、機会あるごとにそういったことをやる必要があるというふうに考えております。

大竹委員

その辺は、役所に来ますと、市民の方というのはなかなかその辺を言えないのです。ですから、市民の方と一緒に話ができる、対等で話ができる、そういう場づくりが必要で、そういう中であっていろいろな行政としての心情ですか、そういうものも話していくという場所をつくられるとまたいいのかなという思いはしております。

今、削減、削減ということがありますけれども、削減だけすればいいということではなからうと思えます。というのは、これから新しい市民ニーズということが出てきまして、それに対する市民サービスということに向けて、逆に、新しい部署をつくる、あるいは分野のそういう部局をつくるということも考えていかなければならない。これは機構改革の中であってされることだと思えます。そういう面で、私も1年生で入ったときからいろいろ話したのですけれども、例えばイベント課的なものをつくって、小樽にはお祭りも含めてイベントという形が随分とられて、いろいろなことがあります。そういうような事務局を大きくくった中で、それに、当然、優遇税制もとらなければならぬのですが、そういうような形の場所づくりといいましか、そういうところも必要に応じてつくる

べきだと思うのですけれども、いかがですか。

総務部次長

お話の趣旨は、よく理解できます。

しかしながら、一方では、行政のスリム化という中で、いわゆる官と民の役割分担ということも必要なのですね。今まで、いろいろな事務局だとか何かというのは、全庁的に見ますと相当かかえております。こういうものも、長い間やっておりますけれども、果たしてこれからも続けていかなければならないのかというものも相当ございます。したがって、その辺は役割分担というものも必要ですし、それから、今お話のございましたように、今後、新しい行政ニーズというのはどういうところにあるのかという視点を持って新たな部局ということの観点も出てくるかと思えます。その辺は、民間でできるものはできるだけ民間の中で、あるいは、行政が今後もやっていかなければならないものについては行政もやると、この辺を基礎に踏まえまして考えていかなければならないと思えます。

例えば、フィルムコミッションなどのようなものについては、当面、スタートダッシュについては、市の方で責任を持ってやっていかなければいけないと思えますけれども、これが定着すれば、できましたら、非営利法人であるとか、いろいろな組織形態の中でやっていただいて、小樽に活性化を呼び戻すような起爆剤になる、こういうことが望ましいのではないかなというふうに思っております。今の委員のご意見を参考にして、考えさせていただきたいと思えます。

委員長

そろそろまとめてください。

大竹委員

教育委員会と職員課ですけれども、職員の中に教育免許を持っておられる職員の方はいらっしゃるのですか。

(総務)職員課長

今この場で何人ということはお答えできないのですけれども、いらっしゃると思えます。

大竹委員

教育委員会に聞きますけれども、教員として採用されないにしても、教育免許を持っていることによって、例えば総合学習的なものだとか、いろいろな形の中で、市の職員が免許を持っていることによってその辺のお手伝いができるというと思いますが、そんな中にかかわれるということは可能なのでしょうか。

(学教)指導室長

総合的な学習の時間の取組につきましては、もう既に始まっておりますが、その中で、特に市の出前講座がございます。その出前講座の活用は、もう既に昨年で 55 校程度で始まっておりますので、十分そのような体制はとられると思えます。

大竹委員

出前講座の中で、教職を持っていない方でもそれはできているということですね。持っていることによって、できる部分はまた出てくると。

それから、土・日が休みになりましたね。そういう中での取組なのですけれども、去年の 3 定の中での質問で教育長の答弁をいただいて、10 月からという形の中で一つの取組をするということですが、土・日に関することでは今どのような取組をなされているのですか。

(社教)社会教育課長

3 定の中で大竹委員からご質問があったことごとでございますが、いわゆる学校週 5 日制の中で、土曜日がお休みになったということでございますので、地域の中で、PTA を核としまして、地域の方たちが学校等を利用しながら子どもを育てていくという取組、10 月を目途にということで、各 PTA、学校等ともお話を伺いましたら、

若干遅れまして、昨年 10 月、望洋台小学校で一部取組が始まっているというぐあいに私どもは伺っております。

なお、そのほかに一、二校、教育委員会の方にも、同じような取組をしたいという意向の学校があります。

大竹委員

ちょっと内容をお知らせ願います。

(社教) 社会教育課長

現在、望洋台小学校で行われている取組の中では、土曜日に、保護者の方数名、児童の方数名が集まりまして、私が伺った中では、自分たちでかるたをつくって、かるた取りをしていくという取組をしているということで伺っております。

大竹委員

この間、市長も答弁しておりましたが、行財政改革に当たって、職員の配置転換というのは非常に難しいのだというようなことを述べられておりました。そういうような柔軟的な対応の中で、その職員が持っている特性を生かしながら、いろいろなところに配置することによって、その場の人員というものは、当然、生首は切れませんから、そういうような状況の中で回れるような、そういうような機構もつくられたらどうかと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

総務部次長

従前の異動に際しましても、職員が持つ個々の能力というものは最大限に生かして、そういった配置をするというのは基本的な考え方でございます。今、委員のお話にございましたように、いろいろな資格を持っている職員もおりますから、そういう意味では、定番的な形でやるというよりも、その辺をじゅうぶん踏まえて、やはり適材適所、そして能力を活用する、そういう視点での配置が望ましいというふうに考えてございます。

大竹委員

小樽市観光基本計画(仮称)について

最後の質問になりますが、昨年の 3 定の中で、経済部の方にお伺いしたと思うのですが、観光基本計画の策定に当たりましては、官民一体となった地域特性を取り入れた計画づくりに取り組むというようなことで、それには、コンサルに頼むということではなくて、市民も含めた中での取組をし、経費をかけない中での取組をやっていくと、そういう取組が言われたわけですが、その辺について現状とこれからの展望はいかがですか。

(経済) 観光振興室企画宣伝課長

小樽市観光基本計画(仮称)ということで 3 定のときにお答えをした部分でございますけれども、実際に基本計画づくりに関しましては 15 年度に入ってから着手をするということでございます。現在は、あくまでもその概要というか、こういう形で進めていきたいと思っている部分でございます。

つきましては、今、委員がおっしゃったように、民間ベースと、それから企業と行政が一体となってつくっていく組織づくりをまずしなければならない。それと同時に、もちろん観光は市民と一緒にやっていかなければならないということがございますので、住民との懇談会というのも考えながら、広く意見を伺って、その中から、理想的なといいましょうか、小樽に合った観光基本計画を策定していきたい、そういうふうに思っております。

大竹委員

ですから、今のような形の中で、以前でしたら、コンサルに頼んで物事をして、それを実行してきたということがあるので、経費の面を考えると、やはり、できることであれば、コンサルに頼むのではなくて、地元のニーズに即したといえますか、地元の人方の意志が反映される、そういうような取組が必要かと思えます。また、コンサルに発注しないで、みずからやることによって、経費の削減ということはかなりあるかと思えます。昨日の葬祭場の予算の関係でもありましたように、今までは外に頼んでいるとたくさんかかるけれども、自分たちで材料だけ買って、自分たちでするので、そうすることによってかなりの金額が減ったのだ、それで予算計上したのだと、そ

というような取組がされております。そういうようなことで、全庁的な中でできることについては、コンサルに外注ということではなくて、職員と市民が知恵を持ち寄りながら、企画、実施計画などの作成に取り組むということがこれから特に必要ではないかと思うのです。

そういうことによりまして、経費の節減と同時に、官と民のパートナーシップということが、より醸成されるということにも役立つかと思えます。そのようなことで、各原部もそのような形で取り組んでいただきたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

企画部長

委員がおっしゃるとおり、最近、私どもの計画を策定する上で、特に専門的なものを除きまして、コンサルを使わないで、できるだけ職員の手づくりといたしましょうか、そういう形で進めてきているわけでございます。そういう中であって、策定をする過程の中で、公募によりまして市民の方々のご意見といたしましょうか、そういう形で参加していただく、そういう形で懇話会等を開いてということで進めてございますが、よりいっそうそういう方向を強めながら、市民の方々と行政が協働したまちづくり、こういうものを進める必要が当然ございますので、じゅうぶんにまた全庁的な形で、どういった形がいいのか、工夫、研究、こういうものを進めながら今後とも続けていきたいというふうに考えております。

大竹委員

終わります。

委員長

自民党の質疑を終結をいたします。

市民クラブに移します。

松本（聖）委員

市職員のマイカー通勤について

よろしく願いいたします。

さきの代表質問で、市の職員の通勤手段について何点かお尋ねいたしました。その答弁の中で、市役所の近隣の公共的な駐車場を使っておられる職員の方が見受けられる、市長の答弁の中でも、そういう車が数台あるのだということでありました。

それに関連して何点かお尋ねいたしますが、市長のご答弁の中で通勤手段別の実数が示されているわけですが、その数字を足しますと、全部で 2,000 人強、これは、恐らく正職員の数だと思うのですが、これは、当然、分庁舎等にお勤めの方も含まれておられるかと思えます。そこをちょっと確認させていただきたいと思えます。

（総務）職員課長

2 月 1 日現在、休職している方も含めての数字で、トータルでは 2,176 人と。今、委員がおっしゃいましたとおり、市役所だけではなくて、全施設の中でということでございます。

松本（聖）委員

私がり上げたのは近隣の駐車場だったわけで、そうなりますと、分庁舎等の方々は、まさかここにとめて、わざわざあそこまで歩いていくということはないでしょうから、本庁舎にお勤めの方の数というのは把握しておられませんか。

（総務）職員課長

ちょっと正確な数は、申しわけございません。

松本（聖）委員

そこで、私が問題としているのは、公園等の公共の駐車場、これを市の職員があたかもみずからが契約している駐車場のごとく利用しているという実態がありましたので、質問をさせていただいたわけです。

その証拠にといいますか、昨日、今日、近隣の駐車場を見てまいりましたら、それまで満車だったのが、がらがらなのです。例えば、花園公園の見晴駐車場というのかな、あそこの駐車場などは、ほぼ毎日のように満車の状態だったのが、昨日、今日はほとんど車がとまっていない。これは、私が質問をした効果なのかなと。職員の方には悪いことをしたなと思ってはいるのです。

ということは、市長のご答弁の中には数台というようなご回答でございましたけれども、実はほとんど全部の車が、二十何台とまっていたんですが、あの満車の車全部が市の職員だったのではないかと疑問がわくわけです。

実際のところ、どうなのでしょう。お調べいただくようお願いしていたのですが、もし実数を把握しておられましたら、お示しいただきたいと思います。

(総務)職員課長

市民の方が見晴駐車場、いわゆる球場周辺なのですけれども、調べたという 25 台について、そのうち 4 台は軽自動車ということで、軽自動車検査協会では公開する規則がございませんので、これについては不明です。普通車 21 台につきましては、札幌の陸運支局の方でお調べできるということで、お調べしました。21 台のうち 15 台が、市の職員の名義ということになっておりました。

以上です。

松本(聖)委員

まさしく、危くしていたところが、実はふたをあけてみたら、本当に不安が的中したなという気持ちが今いたしますね。半分以上の車が、市の職員だった。どおりで、今がらがらなわけです。

これは、私は、極めて不適切な使用状況だなと思います。当然、皆さんもそう思っておられることと思います。車で通勤されている方々には、通勤届を出すときに、駐車場所を示させているということでございましたけれども、その駐車場所に本当に駐車しているのかどうか、もしくは、その駐車場所が本当にきちんと確保されているのかどうかということは、実際には確認しておられないのでしょうか。

(総務)職員課長

職員課の方では、通勤届をいただきまして、自家用車通勤の方につきましては、市長答弁にもありましたとおり、通勤手段について自家用車通勤したとして、最高 2 万 900 円という形で支給はしております。その際、通勤届の裏側の方に、使用されている駐車場の位置図をかいていただくことになっております。ただ、それは書類審査だけでございまして、プリントみたいになったものはわかりますけれども、実際にそこにとめてあるかどうかというものの現地調査はいたしておりません。

松本(聖)委員

例えば、どなたかが借りている駐車場の場所をその届出書に書いて、本来 1 台しかとめられないところを、何人も人がそこで届けているなどということがもしあっても、何ら届出に関しては問題とされないということですね。

(総務)職員課長

そういう事実があるかどうかはちょっとわかりませんが、基本的には書類審査しかしておりませんので、実態を把握していないという点で、そのようになると思います。

松本(聖)委員

中には、例えば民地を好意的に貸してくれる人で、例えばただでとめていいよと言ってくれている人もいると思うのです。そういった方々に対して、契約書を出せということにはならないと思いますけれども、基本的には、有料の近隣の駐車場をお使いになられるということになるかと思いますが、ただ、人数が多いですね。750 人と

は、半分ということはないですが、かなりの人数がこの本庁舎にお勤めの方だと仮定すると、近くの有料駐車場と言っても台数に限りがありますから、ましてや月決めで借りるとなると、それほど確保できるとは思われないわけですよ。

そもそも、使っている人数は皆さんも把握しているわけですから、けれども、近隣の駐車場でそれだけの駐車場は確保できないであろうという事実がある中で、今まで疑問には思わなかったのですか。

(総務)職員課長

先ほど、本庁舎に何名いるかということは別にしまして、全職場ということで、水道、病院、関係部の外の部分も含めて、そういう部分が含まれておりますので、その数字が多いかどうかということについては特に問題視はしておりません。

松本(聖)委員

今後、通勤届を出すに当たって、特に自家用車をご利用される方に当たっては、本会議でも申しましたけれども、例えば駐車場の賃貸借契約書の写しを出していただくとか、そういう具体的な対策を講じない限りは、今後ともこういう不適切な駐車が減らないのではないかと。公園にとめられないとなったら、もっと別なところを探して、近隣の住民の方にご迷惑をおかけすることにもなりかねませんから、具体的な対策を示していただきたいなと思います。

(総務)職員課長

先ほど議員がおっしゃられたとおり、近隣の例えば知人のところだとか、いろいろなケースがあるかと思えます。基本的に、この問題というのは、マイカーで通うという性格がございまして、それでマイカーについても通勤手当を出しているという話でございます。その前提として、基本的には個人の責任で駐車場を確保することになっておりますので、契約書の写しをつけるようなことができるかどうかも含めて、検討してまいりたいというふうに考えております。

松本(聖)委員

それから、通勤手当の問題があると思うのです。先日の本会議の市長の答弁では、自家用車の通勤の場合、片道 5 キロメートル未満の通勤距離の場合は 2,000 円ということになっているそうですね。さらに、5 キロメートルごとに段階的に支給額を加算して、40 キロメートル以上を上限の 2 万 900 円としておる、これが市の規定だそうです。小樽市内といっても、市役所というのは、東西に広い小樽市ですが、ちょうど小樽市の真ん中あたりですね。大体、桂岡、銭函あたりまでで 20 キロ弱、十七、八キロかと思えます。西側は、蘭島まで行っても 20 キロありません。同じくらいの距離です。十七、八キロです。そうしますと、大概の職員の方々が 10 キロ圏内に住んでおられるのであろうということになりますと、例えば 10 キロ未満ですと自動車の通勤手当というのはお幾らなのですか。

(総務)職員課長

先ほど 2,000 円というお話をしましたけれども、5 キロメートル以上 10 キロメートル未満である職員については 4,100 円、それから、10 キロ以上 15 キロメートル未満については 6,500 円、その次は、15 キロ以上 20 キロ未満については 8,900 円になっております。

松本(聖)委員

そうなりますと、バスや電車を使って、例えば、定期券だとか回数券に換算した金額よりもはるかに少ない金額ということになりますね。例えば、バス 2 路線使いますと、1 日 4 回乗るわけですから 800 円、これ掛ける、土・日がお休みですから約 20 日働いたとして、1 万 6,000 円ということになります。

そこで、不安に思うのは、実は、バスで通勤するという通勤届を出しておきながら、自家用車で通勤されている方々がたくさんいらっしゃるのではないのかなという疑問がわくのです。そういうのはとても不安なのです。そう

いった場合、通勤手当に差額が生じるわけですから、実際に車で通勤すると申告した場合と、バスで通勤すると申告した場合ですね。手取額がちがうわけですから。そういったことをされている方々がいらっしゃるのかどうか、その現状を把握しておられるのかどうかをお尋ねします。

(総務)職員課長

通勤手当につきましては、1 か月を単位にしまして、常態としてこういう経路で公共交通を使いますと、基本的に2キロ以上の通勤距離がある方に、それぞれの公共機関の回数券、定期券代を出しているという状況でございます。

仮に、特別な用事があって、例えば、1日、2日、マイカーで来るとか、あるいは逆に言えばタクシーを利用する方、たまさか歩いてくるケースもあると思います。ただ、あくまでもそれは1か月トータルで常態で通勤ということで考えておりますので、確かに、議員がおっしゃられることがないということはないと思います。

松本(聖)委員

皆さんは日常の生活を営んでおられますから、やむを得ず、例えば帰りに何か用事があって車で行かなければならないのだというようなことは当然あると思います。そういったことまで僕は規制しようと思いませんし、毎日毎日、今日はバスで来ましたとか、今日は車で来ましたとか、毎日、出勤簿に書けという気は全くない。そんなことは、余りあまりにも現実的ではないです。けれども、もし恒常的に行われているとすれば、通勤手当の支給という基準に照らしても、非常にこれは問題があるなと思います。

そこで、何がしかの実態調査と、抜き打ち的というのも余り好みではないですけれども、何がしかの通勤実態の調査というのが今後必要になってくるのではないのでしょうか。通勤手当は総額で幾らになっているかわかりませんが、もし、今おわかりでしたら通勤手当の総額も教えていただきたい。これの削減という問題にもなってきますので、その実態調査の可能性と、通勤手当の額を教えてください。

(総務)職員課長

基本的に、職員は届出のとおり通勤しているだろうと考えております。

仮に、調べることはなかなか難しいですけれども、例えばずっと通して調べて、そういう事実があれば当然返還をかけていただかなければなりませんし、うそのということになりますけれども、違った申請をしているということになれば、やはり処分の対象になるのではないかと思います。

ただ、現実的には、そういう方が、何日、どこにとめているかということ調べることも自体かなり難しいことです。それで、いわゆる職員に関しては、通勤の実態が変わった段階で、届出をすぐに書いて出してくださいと。特に、冬と夏もまた違いますので、その辺の啓発にはじゅうぶん努めていきます。

通勤手当の総額ですけれども、平成 13 年度決算で、全会計ですけれども、1億 4,000 万ぐらいだったと思います。

松本(聖)委員

通勤手当だけで1億 4,000 万もあるのですか。すごい金額ですね。仮に、定期券が幾らするのかわからないですけれども、1万何がしかですか、仮に2万円としても2,000人で4,000万ぐらいかなと思っていたのですが、意外と多いですね。びっくりしました。

であるならば、なおさら実態の調査というのが必要になってくるのではないかと。首を振っているところを見ると、違っているのですか。いいのですね。実態の調査が必要になってくると思います。

なぜなら、非常にずい発想をすると、バスで通勤をしますと言って1万 5,000円とか6,000円とかという金額になります。そこを車で通勤すると6,500円になる。1万円も差が開いてしまうわけですよ。その1万円、この近隣で駐車場を借りることができるのです。野ざらしの屋根のない駐車場であれば、大体1万円とか1万2,000円とかというのがこの辺の相場です。そうすると、差額が何千円か出る。それでガソリン代も払える。けれ

ども、本当に車で通うのだと言って申告してしまうと、6,500 円しか出ない、駐車場代にもならないという現状があるわけです。

こういう規則自体が不正を助長するような規則になっている。不正をした方が得になるのです。そのところを改善するという気持ちはないですか。

(総務)職員課長

現在、自家用車の通勤を認めているという実態がございます。なおかつ、役所全体の中でいろいろな職場がございまして、いろいろな形で車をとめているだろうと思っております。その辺の一人一人の職員の対応といいますが、その辺の違いもあろうかと思しますので、そういったものも含めて、市役所に限らず、全体的にどのような方向がよいか、基本的には、もともとこの通勤手当というのは、合理的な経路で公共交通機関をという設定で過去は進んだとなっております。ただ、昨今は、ご承知のとおり自家用車と、それが便利だということで、そうした中で、原則の部分も含めまして、自分の駐車場を確保していただくということが建前になっておりますけれども、金銭的に言うと、今、委員がおっしゃられたようなことも含まれております。何らかの形で、公正な扱い方をどのような形がよいか、検討したいと思っております。

松本(聖)委員

規則とか、法律的にどのような規則があるのか、私はわからないので教えていただきたいのですが、この通勤手当等を規定している、例えば地方公務員法とかそういった法律というのはあるのですか。

(総務)職員課長

通勤手当だけであれば、それらを直接規定しているものはございません。ただ、その計算方法だとか、いわゆる合理的な経路の考え方だとか、おおむね国家公務員が考えている考え方といいますが、そういうものを基準資料として、あくまでもいわゆる実費を通勤の相当額とみなして支給しているということでご理解いただきたいと思えます。

松本(聖)委員

虚偽の申告をしたからと言って、特に罰則があるとか、返還しなければならないということはないのですよね。

(総務)職員課長

先ほど申し上げましたのは、例えば今、1 か月という単位の中で、そういう通勤形態をとるのを常態としているということを前提で通勤手当を出すというふうに言いましたけれども、逆に言えば、その単位で明らかに全く違っていたということであれば、使われなかったわけですから、返していただくことはあるかなというふうに思います。

松本(聖)委員

さっき例に挙げたように、バスで通いますと通勤届を出して車で通っているとしたら、その差額分というのは、例えば、過去何年くらいが時効と言うのかわからないですけども、例えば5年さかのぼったとしたらとんでもない金額になりますね。仮に差額が1万円あったとして、年間12万です。5年で60万でしょう。それを返還しなければならないということになったら職員の方々はえらいことになるわけで、こんなことを言って、もしそうだったら、多分、袋だたきに遭うだろうなと思ってはいるのですけれども、そういうことにはならないのですか。

(総務)職員課長

例えば、扶養手当も、今、扶養がついておりますけれども、申請を忘れるようなことがございまして、そのケースは当然返していただくと。通勤手当につきましては、先ほど難しいと言ったのですけれども、まず、そういう事実をこちらの方が確認する義務がございます。その辺は、実際に技術的に、とめる場所、それから度数、すべてがわかりづらいということで、なかなかその事実確認の方が難しいという一つの側面がございます。それで、仮にさかのぼるとしても、その事実がわからなければできないと思えます。そういった意味で、多分、時効とは関係なく

て、そういった事実行為を仮に 5 年間やっていたのであれば 5 年間でしょうし、1 年間であれば 1 年間かなと思います。その意味で、10 年とかになると時効の問題も出てくるかもしれませんが、あくまでも事実を調べてくることになりますので、それが前提になりますので、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

松本（聖）委員

それと、バスで通勤しますよという方は、これは、当然、相当額を現金でお支払いになられているのだと思いますが、例えば、これは回数券等で現物支給ということではできるのですか。

（総務）職員課長

基本的に、職員給与の中の通勤手当ですから、現金支給額になります。

計算だけは回数券の回数で計算をしております。

松本（聖）委員

現金でなくて現物と。

（総務）職員課長

現物方式はないと考えます。

松本（聖）委員

そうしたら、市の方がつぶさに調べない限り、この実態は全くわからぬということですね。今後、調べる努力というのはしますか。

（総務）職員課長

職員のそういった通勤手当の趣旨の問題だとか、こういうことをしないようにという部分も含めて、それから、勤務実態、通勤実態に合わせた通勤届を出してほしいということで、これまでも庶務担当課長会議なりの会議で周知しているところでございます。

今回、こういうことに、結果的になったわけですが、こういったことが見受けられましたので、どういう形で例えば調査をするのか。それで、通しでは当然調べられませんが、抜き打ちにやるとしても事情聴取をするということぐらいにはしかたないですが、その辺については検討してみたいと思います。

ただ、実際的には、私どもは、長期にわたってずっと調べるということは難しいかなというふうに思います。

松本（聖）委員

いろいろな公金のというか、市の予算の適正な使い方ということで、細かいところまで今皆さんは努力されています。ボールペン 1 本、紙切れ 1 枚まで努力して削っていつているわけですよ。今お伺いしたら 1 億 4,000 万と。これは、コピー紙 1 枚節約するとかというような問題ではないですね。物すごく大きい金額ですから、ただ、そのうちの何割がそういう不正に、不正という言い方が合っているかどうかはわからないけれども、不適切に受け取っているものだとしたならば、やはり、問題としていくべきだと思います。

調べるのが非常に難しいというのはわかります。課長が、毎日、昼間、冬でも防寒服を着てその辺の駐車場全部見て回って、番号をメモして、また陸運支局に行って調べてなんていうことになったら、それだけで課長の 1 日は終わってしまいますから、そんなことをしることも言いません。これは職員の方々のモラルに訴えるしかないでしょうし、抜き打ち的に調べるというのも何かそくな手段のようで嫌ですけども、何とかこの不適切な状況をなくすためには、まず調査の仕方を研究していただく、それから、届出書も、紙切れの審査だけではなくて、きちんと裏づけがとれるような届出書にさせていただくというような具体策を出していただかないと、今後も良心に訴えるなんていうようなことを言っても変わっていかないと思うのです。みんな車を使った方が便利なわけですから、何とか具体策を出していただくというお約束をお願いしたいのです。

（総務）職員課長

先ほども申し上げましたとおり、この実態について調べていくことはなかなか難しいということは言いたいので

す。

ただ、マイカー通勤の調べについては、先ほど申し上げましたとおり、どこまで周知徹底させるかという面がございませうけれども、それを調べることに、まずは通勤実態に合わせた届を出していただくということと、実情に沿った通勤費を出すということで、その辺の趣旨の徹底を図ってまいりたいと思います。

以上です。

松本（聖）委員

さっき、僕も言わせてもらったのです。例えば、契約書の写しを出してもらおうとか、駐車場を確保しているということを証明してもらおうには、それしかないわけです。ここだよと言ってもわからないのですから、契約書の写しを出してもらおうということは念頭にないですか。

（総務）職員課長

そのことも含めて、検討してまいりたいというふうに考えております。

松本（聖）委員

今まで、検討しますと言って、その先に進んだためしというのは余りないのです。勉強します、研究します、前向きに善処しますとかという答弁は今までいっぱいあったです。けれども、なかなか前に進んでいかないのです。予算的な問題があるものもあつたけれども、今回は別にお金はかからない話だから、ただ紙を出してもらっただけの話ですら、ぜひとも、直ちに実行していただきたいというのがあります。いかがですか。

（総務）職員課長

基本的に、駐車場を借りている方については、そういうようなこともあると思います。

松本（聖）委員

ぜひとも、間もなく新年度でありますから、これは年度ごとに出すわけではなくて、変更があつた都度出すのだと思うのですが、ぜひとも早急に、年度初めに、一斉にまた出してもらおうとかというようなことができるはずで、直ちにやっていただきたい。お願いします。確認するということは難しいかもしれないけれども、それは、新年度に一斉に出してもらおうということはできますか。

（総務）職員課長

先ほど言いましたとおり、民間の駐車場とか、契約書のとれないところもあると思いますので、場所と、民間の駐車場を借りているものであれば、その分については契約書の写しというものを、領収書の写しになるかもしれませんが、そういうことも考えられますが、早急にやってまいりたいと思います。

松本（聖）委員

例えば、民地を好意で貸してくれている人、それは、当然、契約書などないわけだし、お金取ってない場合は領収書などもないわけだから、そういう場合は、例えば貸し主さんの使用許可書というのか、証明書というのか、そういう書式をつくって、そこに書いてもらおうということもできますから、車庫証明みたいな、そういう書類を直ちに整えていただいて、現在、届出をしておられる方々も再度、そういう書類を出していただくということをしてもらおう。

それから、さっきちょっと聞き忘れたのですが、臨時職員とか、非常勤の職員というのは、先ほどのこの数字の中には入っていないですね。

（総務）職員課長

入っておりません。

委員長

そろそろ時間です。

松本（聖）委員

それは、先ほどの 1 億 4,000 万の中にも入っていないのですか。

(総務)職員課長

賃金ということで、入っていないかと思えます。

松本(聖)委員

非常勤とか臨時職員だけでも 1,000 人からいるのでしょうか。先ほど、正職員だけで 1 億 4,000 万になるのだったら、またとんでもない数字になってきますから、これは、市財政に与える影響というのは極めて大きい。実態調査をますますしなければなりませんよ。直ちにやってください。お願いしますよ。

うなずきだけではなくて、立って、はいと言っていたきたい。

(総務)職員課長

先ほど申し上げましたとおり、なるべく早くに、届出、全体も含めて実態をと思っております。

松本(聖)委員

それでは、お願いを一ついたします。

その届出の書類の書式を、後ほどでいいですから見せてください。それと、新たに添付書類等をつけていただくというお約束をいただきましたから、その際の様式というのか、規定のものを、もしつくるのであれば、その予定の書式等もあわせてご提示いただきたいと思います。

以上です。

委員長

それでは、市民クラブの質疑を終結いたします。

公明党に移します。

斉藤(陽)委員

全国中学校体操競技新体操選手権大会の開催について

まず、予算の関係で、市長の提案説明でも触れられておりましたが、本年 8 月、本市で開催される全国中学校体操競技新体操選手権大会というのがあるそうなのですけれども、このことについてお伺いをさせていただきます。

まず、基本的に、このような全国的な大会が本市で行われるということは大変喜ばしいことだと思いますが、予算に盛られた事業内容について、具体的にどのようなことをされるのか、説明をお願いします。

(学教)学務課長

中体連の全国大会の体操・新体操の関係なのですが、新年度予算の中では、中体連の方に大会運営費ということで 500 万円の補助金を計上しております。事業総体の予算につきましては、この市の補助金も含めまして、道の補助金、あるいは全国中体連の補助金、諸団体負担金等々がございますが、それぞれ新年度の予算の中で収入も確定していくということになるわけですけれども、総額的には 1,400 万前後ぐらいの事業費になろうかというふうに思っております。

斉藤(陽)委員

具体的な中身といいますか、どういうことが行われるかということについては。

(学教)学務課長

文字どおり、体操・新体操の大会ですので、全道の各ブロックの代表チーム、個人が集まります。選手団としては、体操・新体操合わせまして 500 人程度の大会になろうかと思えます。

具体的な支出項目というのは、大会運営費がそれぞれあるのですが、大きな部分で言いますと、プログラムですとか、審判のマニュアルですとか、こういったものの印刷費、また、全国大会ですので、ほとんど審判団あるいは役員等も全国から集めなければならないということもございまして、旅費、審判への報酬、そういったものが主な

ものになります。

斉藤（陽）委員

この大会の運営主体と、また開催の仕組み、それから、他競技の大会の開催との関係も含めて、大ざっぱで結構なのですが、ご説明をいただきたいと思います。

（学教）学務課長

一般的には、全国中体連の夏の大会と呼ばれております。種目といたしましては、16 種目です。ただ、体操・新体操は同じ協会なものですから、一般的には 15 種目というふうに言っておりますが、その種目を、全道を 9 ブロックに分けて持ち回りでやっております。北海道は単独で 1 ブロックということになりますので、9 年に 1 回、北海道で全国大会があるということになっております。15 年度につきましても、この 16 種目を、道内の各地でそれぞれ 1 種目ないし、札幌などは 3 種目持っているのですが、それぞれ持ちながら開催をしていくということとであります。

斉藤（陽）委員

小樽が、特に今回、体操・新体操という競技になった理由については、

（学教）学務課長

中学校の大会でありましても、全国レベルの種目もございます。全道中体連の中でそれぞれの開催地を決定していくわけですが、当然、開催に当たりますと、それぞれの自治体の持っている施設・設備の状況等があります。例えば、水泳などは江別にあります 50 メートルプールでしかできないですし、陸上は現状では札幌の陸上競技場でしかできないとか、サッカーは室蘭とか。小樽の場合は、ご承知のとおり、体育館施設というのは極めて大きな体育館を持っているということもございまして、実は、平成 6 年度の北海道全国大会もそうだったので、体操・新体操が小樽で開催されるという運びになった経過がございます。

斉藤（陽）委員

出場する選手の選抜の仕組みと申しますか、全道大会で勝ち残った人がと、大体の想像はつくのですが、どのような仕組みになっておりますか。

（学教）学務課長

まず、各種目によっていろいろなのですが、一般的には、各ブロック大会で選抜された 1 校、中体連ですから、団体戦は 1 校と、1 校で編成された第 1 位チーム及び代表選手ということになります。それから、開催地、体操の場合は小樽ということになるのですが、ブロック大会に関係なく 1 チームの参加枠というのがございます。団体で 1 チーム、種目別で各 1 人という参加枠があります。それから、前年度優勝ブロックからも 1 チーム、それぞれの種目別で 1 個人が出られるというような仕組みだったと思います。

斉藤（陽）委員

そうしますと、市内の中学校からの参加の可能性と申しますか、期待が持たれるわけですが、市内からの参加の可能性についてはどうでしょうか。

（学教）学務課長

正直に申し上げまして、小樽市内で体操スポーツが中学校の部活動として極めて活発に行われているという現状ではございません。たしか、今、市内の中学校で部活として成立しているのは 2 校程度だったと思います。

ただ、今、少年団と申しますか、ジュニアチームの中では小中合わせてさまざまな取組と申しますか、活動をされている生徒さんがいらっしゃるが、まだ 14 年度の集計は出ていないのですが、13 年度の段階では全道大会に小樽から中学生が 18 名ほど参加しております。ですから、15 年度の話については、そういった中からの出場ということは枠的には可能だろうというふうには思っております。

斉藤（陽）委員

あと、関連しまして、今、中学校の大会の関連でご説明いただいたのですが、もうちょっと広く、高校、大学あるいは社会人という部分も含めて、市内の体操・新体操の競技人口といいますが、そういった部分とか、指導者の層の厚み、あるいは人数、それから、今ちょっと話がありましたけれども、学校の部活とか民間のスポーツクラブ等、そういった体操・新体操の本市の普及状況といいますが、そういった部分についてお示しいただきたいと思えます。

(社教)上杉主幹

小樽市におきます体操・新体操の指導者につきましてですが、スポーツ競技団体の一つであります小樽体操連盟に加入している連盟員としては、現在 45 名ほどおられます。その中で、いわゆるスポーツ指導員というのですが、その指導をしている指導員の方は 20 名程度でございます。その中では、体操がすべてでございまして、新体操の指導者はおられません。また、その中の指導者で、中学校の先生は 3 名ほどいらっしゃいます。

競技人口ですが、小樽の場合、現在、高校、中学、幼児がそれぞれ 10 名程度、小学生が 70 名程度で、全体で 100 名程度でございます。中学校でのクラブ活動につきましては、2 校ほど活動しているように聞いてございます。高校では、市内の高校で 2 校と。クラブといたしましては、小樽体操ジュニアクラブというのがございまして、器具、用具、指導者の関係から、総合体育館を中心にして練習をしております。いわゆる夜間に総合体育館を利用して活動をしているということでもあります。

以上であります。

斉藤(陽)委員

市内のある保護者の方から、自分の子どもさんを、新体操の練習をするために、毎週わざわざ札幌の西区のスポーツクラブに通わせているのだということで、今年、そういう全国大会があるということで、何とかこの小樽でももうちょっと盛んにならないものかというご意見がありました。せっかく、今年、全国大会が行われるわけですから、今年 1 年にとどまらず、来年以降も、今後の体操あるいは新体操の普及、あるいはスポーツ振興という見地から、どのような振興策といいますが、普及を考えておられるのか。そういった部分はぜひやるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

(社教)上杉主幹

指導者の養成等につきましては、現在、私どもの教育委員会でやっておりますスポーツ指導者研修会というのがございますが、その中の一つとして、今後、検討してまいりたいと考えておりますけれども、何せ体操・新体操というのは特殊な競技といいますが、ほかのスポーツ種目と比べて特殊ということで、いわゆる指導する先生方、民間の有志の方がなかなかいらっしゃらないと。もう一つは、体操競技種目というのは非常に危険な種目ということで、いわゆる事故が非常に多く発生します。そういうことも絡み合わせまして、指導者がなかなかいらっしゃらない。もう一つは、大変に器具、用具を必要としまして、これらの用具を購入するというのは、中学校、高校等のクラブ活動で用意するのは大変難しいかなというふうに考えております。

斉藤(陽)委員

確かに、いろいろ問題点といいますが、できない理由というのは幾らでも出てくるかなという気がするのです。オリンピックなどでも非常に脚光を浴びている人気種目という部分もありますので、今後とも、本市の中での普及ということにぜひ取り組んでいただきたいと思います。

公平委員会委員の報酬について

質問を変えまして、もう 1 点、別の質問です。

議案第 32 号に関連しまして、公平委員会の委員報酬の改定ということについてお伺いをいたします。

まず、公平委員会の委員は、委員長を含めて何名ということなのでしょうか。

(総務)総務課長

公平委員会事務局の事務局長を兼務しておりますので、私の方から回答いたしますけれども、公平委員会は、委員長 1 名、委員 2 名、合計 3 名になっております。

斉藤（陽）委員

委員会を開くには、どのようなときに開かれて、年何回くらいと、決まっていなくていいのでしょうか、おおよそ何回くらい開かれているのか。

（総務）総務課長

公平委員会の権限そのものが、職員の勤務条件に関する措置の要求が出た場合、あるいは、不利益な処分を受けたということで不服申立てがあったような場合に審査をするのが公平委員会の権限なわけですが、今までこういったことにつきましてはほとんどないというのが事実です。

一度、措置要求があったわけですが、そういった不服申立て、あるいは措置要求というのはほとんどない状況でして、実際には、例えば、公平委員会規則を改正する必要がある場合、あるいは、年に 1 回から 2 回、全国の公平委員会の会議だとか、全道の会議がありますけれども、その連絡関係だとか、そういうようなことでして、大体、年 3 回から多くて 5 回くらいの会議の状況になっています。

斉藤（陽）委員

この改正の内容というのが、委員長の場合は月額 4 万 2,000 円の委員長報酬を月額 9,600 円に改正する、それから、委員については月額 3 万 2,000 円の委員報酬を月額 8,100 円に改定するということなのです。今までは、年に 3 回からせいぜい 5 回という開催の委員会について、毎月あってもなくてもということだと思うのですが、月額 4 万 2,000 円というか、そういう報酬が支払われたということですか。

（総務）総務課長

月額で定められているものですから、委員会が開かれても開かれなくても、定額で、委員長につきましては月額 4 万 2,000 円、委員長を除く委員につきましては、月額 3 万 2,000 円を支給しているということです。

斉藤（陽）委員

これは、本当に、まさに改正するべきだというふうに思うのですが、今回、委員長について月額 9,600 円、委員については月額 8,100 円というのは、どのような根拠でこの金額というのは算定されたのですか。

（総務）総務課長

道内の各市の状況を調べました。ほとんどの市ではどちらかというと月額の方が多くはありますが、月額で定めているものは、むしろ非常に大きな市といえますが、旭川、函館、釧路、帯広、こういったところが月額で定めています。あと、調べた中では、14 市が月額で、8 市が月額、年額というのも 3 市ありました。このあたりは、全部で 25 市を見たときに、ほとんどが月額だ。その中で、大体、小樽市と市の規模が似通っているところということで調べましたところ、月額で定めて一番額の大きいのが美唄市で、委員長で 1 万 1,000 円、委員長を除く委員で 8,500 円、それから、苫小牧は委員長が 9,600 円、委員が 8,100 円、あとは芦別、滝川、千歳というふうに並んでくるわけです。こういった状況を見て、まちの規模としては苫小牧が小樽市と類似しているだろうということで、苫小牧市の金額、委員長が 9,600 円、委員が 8,100 円を今回提案したということです。

斉藤（陽）委員

ちょっと疑問があるのですが、公平委員の職務の内容というのは、まちの規模に職務のたかということでしょうか、量がまちの規模に比例する部分があるのですか。

（総務）総務課長

必ずしもそういうことはないと思います。ただ、やはり、職員の数ということがまずあります。先ほど職務権限で申し上げましたように、措置要求あるいは不服申立てということがありますから、職員の種類だとか数と。例えば、一部事務組合などで、消防事務組合だとか、あるいは学校給食の事務組合といえますと、それは市の公平委員

会の方から外れますので、そういったことで職員数だけを見ていってもまたちょっと違うのだらうと思います。結論から言いますと、何を基準にしているのか、ないわけですから、それで苦小牧を参考にしたということです。

斉藤（陽）委員

最終的に、この改定を行うことによって、経費の節減効果はどの程度あるということになりますか。

（総務）総務課長

事務経費だけで平成 14 年度の予算と対比させていただきますけれども、人件費だけで 105 万、それから、その他の経費としまして、旅費だとか事務経費がありますが、それで 19 万、それから、負担金で 1 万 1,000 円、合計で 14 年度の予算と 15 年度の予算で比較しますと 125 万円余りの差が出てくるということになります。

斉藤（陽）委員

わかりました。

秋山委員

議案第 47 号について

議案第 47 号権利の放棄についてお伺いいたします。

私どもの党としては、反対という立場ではないのですけれども、一応、市民の皆さんの代表として、ただ簡単に、放棄という部分でわかりましたとはいかないのではないかと思います、聞かせていただきたいと思います。

今回、権利の放棄を議案として提案されるに至ったという理由はどんなことがあったのでしょうか。

（企画）高橋主幹

今回提案させていただきました議案第 47 号に対する経緯ということでございます。

昨年 10 月 30 日に、石狩開発が民事再生の手続を開始いたしまして、再生弁護士を含めて、会社の再建に向けていろいろ検討してきた経緯がございます。民事再生法に基づきまして、再生計画案と提出期日が債権者集会に提出される次第になっております。今回提案されました再生計画案の内容につきましては、小樽市に対して、現在の資本金 6,800 万円の減資、それから、水道料金負担金 2,570 万円の全額免除など、今後の負担協定の廃止などが見込まれております。

そういった内容で、非常に厳しいものだと考えておりますが、石狩湾新港地域の小樽市域では、既に 67 社の企業が立地しており、34 社が操業、約 1,000 人が就業している実態があります。さらには、本市の行政区域内の工業地域として 32 % を占める工業団地。こういった中で、地域経済の活性化、それから雇用対策に確実につながるという考え方の中で、この再生計画案によって再生を行っていく必要があると判断いたしました。

ただ、単純に債権放棄ということではございませんで、今後、今回の簡易水道事業に関しまして、石狩開発株式会社との協定による負担のお話は多分できなくなると思います。そういった中で、北海道と、この水道事業に関するこれらの負担について、小樽市と北海道が、覚書を前提にしまして、協議の要請をしまいいりました。そういった中で、北海道としても誠意を持って協議を続けるという回答が得られました。

いずれにいたしましても、今回、再生計画案に対する賛否が、債権者でもある小樽市の、小樽市が議決権を行使するに当たりましては、地方自治法の規定によりまして、議会の議決が必要であることから、今定例会において権利の放棄の議案の提出を行わせていただきました。

秋山委員

ここに、来月の下旬に招集が予定されている債権者集会において云々とありますが、債権者集会が行われた後、次の再生計画案はどのように進められていくのでしょうか。

（企画）高橋主幹

再生計画案が決議されるまでのフローにつきまして、まずお答えしたいと思います。

札幌地裁から、再生計画案に対する決議に付する旨の通知が債権者に送付されます。本案件につきましては、先般、来ました内容を見ますと、書面決議ということで、本市に 3 月 4 日に送付されてまいりました。回答期間が、3 月 24 日までに決議等を札幌地裁に提出することになっております。

そういった内容が、再生計画案が決議した中で、今の再生計画案に示されている開発被害者？の今後の再建に向けた見通しでございますけれども、今回の計画案の中で、会社の経営、現在、年間約 12 億にわたる金利負担が解消されるという状況の一つございまして、経営体質の改善が図られると考えております。また、これに加えまして、人員削減によるさらなるリストラ、それから、現在進めておりますけれども、土地リースの積極的な展開による固定収入の確保というような安定的な収支の確立を図りながら、適切な分譲価格も含めまして、土地利用規制の緩和など、今後、そういった内容も踏まえて、用地分譲を促進していくというようなことで、再生への道筋をつけていくというふうに伺っております。

詳細につきましては、今後、また、再生計画案が確定した後にいろいろな協議を進めていかなければならないと考えております。

秋山委員

今、説明いただきまして、中身の流れがある程度理解できましたので、これはこれで、お聞かせいただいたという形でとどめさせていただきます。

商工会館跡地について

次に、市の商工会館跡地に多目的広場がつくられることになりましたが、広場という形になった場合、この所管は経済部かどこかの部に移るのでしょうか。

(経済)商業労政課長

もともと、商工会館自体、経済部が所管しておりまして、跡地になった後もすべて経済部が所管することになります。

秋山委員

今後、多目的広場の維持管理というのはどういう形になっていくのでしょうか。

(経済)商業労政課長

昨年、関係者等に集まっていたいただきまして検討懇談会を開きまして、その中の結論といたしましては、多目的広場にした後、町会の方で日常的な清掃等の管理をしていただくということで、本体的な管理責任はもちろん市の方にあるわけですが、日常的なそういった清掃は町会の方で引き受けていただくということになってございます。

秋山委員

日常的な維持管理というのは町内会の方をお願いをする。そして、もともとの広場の管理は経済部というふうになったとき、もしも、こういうことはないかと思っておりますけれども、その広場で事故とかそういう部分が発生した場合の責任というのはどういう形になってくるのでしょうか。

(経済)商業労政課長

事故の種類にもよってくるのかなとは思いますが、例えば、イベントの中で何か事故があった場合には、そのイベント主催者の責任ももちろん出てきましようし、日常的なそういう遊び場等で使用している際に、何か構造上の欠陥ですとか、構築物が例えば壊れて倒れただとか、そういうことによる事故ですとか、そういったことになるとやはり市の管理責任というものが生じてくるのかなというふうに思っております。

秋山委員

広場にするに当たりまして、水飲み場とベンチは市の方でつくるといようなお話を伺っているのですが、それはそのとおりでよろしいのでしょうか。

(経済) 商業労政課長

市の方で行うということ合意しておりますのは、散水栓つきの水飲み場と、ベンチを4基ほど、それから、ダスト舗装といいまして、地面は土のままではなく、弾力性のある石の粉を固めたようなものでもって舗装するというふうに大枠で合意してございます。

秋山委員

日常的な維持管理は町内会にお願いすると、そのお願いするという形なのですが、ただ漠然と口頭でお願いするのでしょうか。どのような形になるのでしょうか。

(経済) 商業労政課長

その辺は、また町内会と協議をしなければならないのですが、町内会の方に、市の持っている財産を無料でお貸しするという格好でありますので、そういった内容を記した契約的なものを交わすことにはなろうかなというふうに思っております。

秋山委員

日常的な維持管理となると、やはり定期的な清掃とか、もしも草が生えてきたら草取りという部分が出てくるのかなと思います。ボランティアとしてやるのに、どんな形になるかわかりませんが、メンバーにとっては、役所のために一生懸命働いているのだというのと、我が地域の広場なのだという思いでやるのと、心の持ち方が随分違うのかなと思うのです。こういう部分は、ある程度きちんとした形を整えていかれた方がいいのではないかと思うのですが、いかがなものでしょうか。

(経済) 商業労政課長

町会さんの方からは、ぜひ、周辺の方々含めまして、前回、ここをいわゆる子どもの遊び場的なものにしていただきたいと言う要望が強かった中でそういった結論が出たわけありますので、ある意味で、町会の要望を最大限取り入れた使用と、町会の方も自分たちの希望が取り入れられたということで、清掃等の管理をすることについては非常に積極的に対応していただけるということになります。

その辺を含めまして、委員がおっしゃいましたように、あいまいな形にならないように、もっと協議をして、必要な約束事をしなければならないのであれば、それはそのとおりきちんとしていきたいというふうに思っております。

秋山委員

観光振興室について

事前にお尋ねしますというお話はしなかったのですが、各会派の流れの中で、忘れていたなという形だったものですから、ちょっと聞かせていただきます。

観光振興室にお尋ねしたいのです。

この職員のメンバーは、観光関連や業者の方、またボランティアなど、市民の中に入っていきやすい職種ではないかと思っております。また、土曜日、日曜日、祭日にかかわらず、各種のお祭り、週末になると雪あかりの路とか、また、夜のまちに元気をというイベント、又はフィルムコミッションなどを見たときに、時間で縛られるというか、8時間勤務という形では縛られない、とらわれない職種ではないかなと思うのですが、これに対して職員はどの程度のかかわりというものを持たれているのでしょうか。

(経済) 観光振興室長

今、委員がおっしゃいましたように、確かに、夏場の観光シーズンは、春から始まりますけれども、特に14年度は非常に数も多くて、職員総動員で対応しなければならない潮まつり、雪あかりの路、それから、個々に地域で行われますイベントといったもの、さらにフィルムコミッションと、本当に土・日なく、朝晩なく出なければならない、これが正直なところなんです。実態を言いますと、残業手当がかなり多くなっております。ということで、おか

げさまで、去年、職員 1 名、不補充だったのが採用されまして、そういった面で職員は満度にあります。それで、こういうふうな追い風のときですから、一生懸命に、職員一同、室が一丸になって民間の方と一緒に観光振興を図っていかねばならない、そういうふうに思っております。

秋山委員

私たちの立場というのは、どうしても市民の側に立って、役所の方々にやれやれやれ、あれもやれ、これもやれというような質問が多い中で、反対の立場で見たときにどうなのかなと思ったときに、確かに、祝日に関係なく一生懸命歩かされている姿を見るにつけ、そういう観点も必要なのかなという思いがあったものですから、本当に残業手当もなくというお話を今お聞きしまして、職員の方、要するに残業手当の出ない方々に関しては、1 人だけ追加されたというお話ですけれども、その点はどのような形で対応していらっしゃるのでしょうか。

(経済)観光振興室長

職員、係長 1 名は課長が兼務して 1 年間いたのですけれども、今、ちょうどこういう時期で、観光振興室自体、フィルムコミッションの問題、ライブラリー 100 選、特殊なこの時期に集中して対応しなければならない、そういう事業が重なったということもありまして、ぜひとも人事当局の方にこの欠員の係長 1 名を補充していただきたいということで、部長が鋭意努力しまして、それで、不補充は解消されたということでございます。

それから、時間外が出ないというのは、係長以下の職員はもちろん時間外が出ます。課長以上はもちろん出ません。

秋山委員

よくわかりました。

たまたま、去年でしたか、暮れでしたか、見ていたら、小樽の観光室の職員の方が、テレビを見ていたら、どこかで見たことのある人だなとよくよく見ていたら、小樽市のメンバーで、真夜中までの撮影に参加されていた姿を見て、私は 8 時間ですから帰りますでは済まされない仕事なのだなというふうに見たものですから、ちょっと心配になりまして、蛇足ですけれども、お聞かせいただきました。

公明党としては終わります。

委員長

それでは、この際、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2 時 55 分

再開 午後 3 時 15 分

委員長

休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。

武井委員

消防署職員の適正配置計画の基本方針について

それでは、初めに、4 点通告してありましたが、時間の関係もありますから、3 点に絞りまして、ご質問いたします。

一つは、消防署職員の適正配置計画の基本方針についてお尋ねいたします。

私は、この問題については、昨年の 2 定で代表質問してありましたので、特にこのご質問をしたときに、私は救急車の配置を蘭島にせよという質問をしました。そのときのお答えが、西部というお答えであった、私これはおかしいな、蘭島といたら、西部というのはおかしいなと思っていたのですが、この基本計画を見ますと、やっと納

得がいったのですね。出張所等の統廃合、支所の体制への移行、この問題との絡みが出てきてこういうご答弁だったのだなと気がつきました。それで、ご質問するのですけれども、この計画を見ますと、平成 15 年度から平成 24 年度までの 10 年計画を段階的にやろうという実施計画のようです。

そこで、お尋ねするのですが、出張所の統合としては長橋と高島、塩谷と蘭島、これが計画されているようですけれども、この 10 年計画の段階的とのことですが、この両出張所はいつごろやるのか、すぐやるのか、5 年後にやるのか、いつやるのか、段階的という表現ですが、まず、そこをお答えください。

(消防) 総務課長

私どもは、今、委員がおっしゃったように、平成 15 年度から 10 年間をめどにいたしまして段階的にやっていくのですけれども、ただ、委員が今おっしゃったように、いわゆる統廃合の部分といいますのは、私どもの施設、職員数、それから人材の育成という三つの大きな項目を抱えておりまして、その中で、署所の統合、そういったものの時期についてはまだ明言できません。ただし、最初に着手したいと思っておりますが、職員数について、平成 15 年度から実際に着手してまいりたい、そのように考えております。

どうしても統廃合と職員との関係がございますので、ちょっと説明申し上げますと、確かに段階的というお話しなので、まず最初に、職員につきましては、28 名をその 10 年間で。

武井委員

職員は後ほど質問します。ですから、私の質問したことにお答えください。

(消防) 総務課長

わかりました。

武井委員

そうしますと、今のお答えでは、時期は不明だけれどもということですか。職員の問題は 15 年からだけれども、不明というのは、一体いつになれば不明がはっきりするのですか。まだ、計画段階だから、平成 15 年より 10 年間でやるのだと言って、もう 15 年度は手を出せば届くところまでできましたが、この時期不明ということはいつごろ明らかになるのですか。

(消防) 総務課長

この統合の中で、塩谷と長橋という統合につきましては、やはり財政的な問題もありまして、これについては、今後、関係部と協議してその年度に手続をまいりたいと考えておりますので、今、この 10 年間のどの時期だということについては、まだお答えすることは今のところできないと。

武井委員

そうしますと、今、骨格予算ですけれども、これは 2 定では予算が出るのですか、出ないのですか。

(消防) 総務課長

2 定では、まだ頭出ししないと考えております。

武井委員

この統廃合、あるいは支所体制への移行、これはあなた方の計画ですから、やることについてはこれから論議していきたいと思えます。

しかし、私どもの手元にある資料、これは 21 世紀プランがあるわけですけれども、21 世紀プランの中では、市街地の拡大や建物の高層化、危険物施設の増加など、社会環境の変化が伴っていて、消防活動は現在でも非常に困難を来している、こういうふうに表示されております。したがって、このことは、こういうような困難な要因があると規定している 21 世紀ですが、出張所の統合は、この方針、この 21 世紀プランに反する行為とは言えませんか。

(消防) 総務課長

確かに、統合というのは、いろいろな形の中で一つのとらえ方として消防力というようなとらえ方をさせていただきます。それで、先ほども申し上げましたが、いわゆる職員数、それから施設、それから推移、こういった三つの基本がございまして、そういったものを総合して消防力を維持してまいりたいと考えております。ただ、統合することによって、消防力を低下させるというようなことは考えておりません。

武井委員

では、この 21 世紀プランにも書いてありますように、建物の高層化だとか、あるいは市街地の拡大だとか、あるいは危険物施設の増加、こういうふうに非常に社会環境がだんだん大きく変わってきています。そういうものに対処する消防車一つとってみても、はしご車だとか、要員をたくさん食うといいますが、そういういろいろな機器の用意が大きくなってきているわけです。したがって、そういうものに対しては、予算編成の説明会の中でちっと理由を聞いてみたのですけれども、長橋のバイパスができた、梅ヶ枝線、長橋線ですが、あるいは 16 メートルに拡幅されて非常に交通も便利になったからいいのだというようなお答えを聞いたことがあるのです。そのような要因でもって、これらの 21 世紀プランでうたっているような内容のものが解決するのかどうか。これだけ、人数の面で言いますと 3 人や 5 人ではないのです。32 名も減らそうという計画ですから、そうすると、果たしてこれで 21 世紀プランがそのまま行けるのかどうか。

それとも、この基本方針というのは、見直しをすることも考えているのかどうか。ということは、この基本方針の中で次のようなことをうたっています。同計画によると、後半期、要するに 5 年後です。後半期には、財政状況や人口動態などの変化を見極めた上で、地域の消防力のさらなる云々と、こういうふうに書いてあるのです。ですから、これは、これから人口が増えるかもしれない、社会動態がどう変化していくかわからない、それらの流動化を見極めた上で、またさらに 5 年後のことを考えていくというふうに受け取れる文言なのです。ですから、この消防署の基本方針というのは今後見直すという考え方もあるのかどうか、この点をお答えください。

消防長

ただいま武井委員の方から 10 年の後半に見直すことはあるのかということでございますけれども、やはり、消防力といいますのは人口が基になってございます。特に、人口が基になってございまして、そういった意味では、10 年後の小樽の人口がどういうふうに変っていくのか、また、社会の情勢というものはどういうふうに変化していくのか、そういったこともじゅうぶん見極めて、どういった消防力が適正な消防力なのかということを検討する上で見直していくことは必要だろう、このように考えております。

武井委員

そうしますと、これは、計画だけでも、将来的にはそういう社会動態によっては見直すのだと、こういうふう

消防長

そのとおりでございます。

武井委員

今度は、人員の問題に入ります。

今、今後、見直すこともあるというのですが、人員については、直ちに、できるだけ早く平成 15 年からやっていきたいのだという言葉が先ほど漏れたようですけれども、職員を総数でもって 36 名減らすのだということで、これらの中で、通信指令係の 3 部制の移行問題、本部や消防署の日勤体制の増員、朝里出張所の救急車の配備などで 8 名増やしたいのだ、したがって、36 名から 8 名ですから相対的には 28 名の減なのだ、こういうこともうたわれております。この 8 名は、等々と言っていたのではわからない、あるいは減も十把一からげで数が出ているわけで、どこで何名減って、どこで何名増えるのか、箇所別に報告してください。

(消防) 総務課長

先ほどちょっと申し上げたのですけれども、まず一番最初に、花園出張所のポンプ車の 1 台を本部員で編成したいということで、これで 10 名を考えてございます。

武井委員

10 名を削減ですか。

(消防) 総務課長

はい。10 名の削減を考えてございます。

それと、実施時期はまだ決めておりませんが、順次、銭函支所の救急車を、いわゆるポンプ車と乗りかえたいということで、そこで 10 名の減員を考えております。さらに、今、委員がおっしゃっていました、蘭島の支所体制で 4 名を減じたい。それと、高島出張所の支所体制、これで 8 名を減じたいということで、支所体制で、合わせて 12 名を減じたいと考えております。それと、長橋と塩谷の統合時に 4 名の減員を図りたいということで、ここで合計 36 名の減員となっております。

それと、委員がおっしゃったように、私どもは、また一方では増員を考えてございまして、現行の通信指令係は 2 部制で今現在やっておりますけれども、それを 3 部制に持ってまいりたいということです。これにつきましては、本部員の編成なども絡めてちょっと流動的でございますが、この 8 名の内訳については、朝里の将来の救急車の配置なども含めて、何名ということはないですが、この 8 名の中で何とかこれからの配置を考えてまいりたい、そのように考えてございます。

武井委員

もう一度確認したいのですが、蘭島の支所で 4 名、高島の支所で 4 名という意味ですか。両方で 8 名という意味ですね。高島で 8 名なのですか。

(消防) 総務課長

高島で 8 名でございまして、蘭島で 4 名です。

武井委員

私はよく把握していないのですけれども、今度、高島支所にするわけでしょう。どうして一方は 4 名で、一方は 8 名と倍になるのですか。このところを教えてください。

(消防) 総務課長

現行の中でわかりやすく申し上げますと、今現在、蘭島出張所というのは 14 名でございます。それと、塩谷出張所が現在 14 名ということで、合わせて 28 名おります。それを 4 名減じて 24 名にしたいということです。

ただ、これは詳しくは消防的になるのですけれども、いわゆる車両の編成を現行と同じのまま、塩谷出張所に人員を集中的に配置いたしまして、そこから蘭島に人を派遣するというように、集中配置をすることによって人の効率化が図れまして、そこで 4 名を減じることになっております。それについては、車両数もございまして、蘭島には、今現在、水槽つきでございますけれども、ポンプ車が 1 台、それから、塩谷につきましてはタンク車 1 台というようなことでございます。

それと、なぜ高島は 8 名減員になるかと申しますと、高島出張所は、今現在 14 名ありまして、手宮出張所の 34 名と合わせて 48 名を 40 名体制に持っていききたい。これにつきましては、手宮出張所がポンプ車 2 台、それから救急車が 2 台というように、集中することによって効率化が図れるものですから、多い人数の大きな出張所に吸収することによって人の効率化を図れるということで、8 名が減となります。

それで、この差になっております。

武井委員

今、算数の勉強をさせてもらったのですけれども、蘭島と塩谷は 24 名、そこから 4 名引くのだ、一方は、その倍の 48 名いるから 8 名なのだと、何か機械的にばんばんと減らしていくような感じに受け取れてなりません。

ん。

私は、やはり、21 世紀プランにもありますように、その地域、地域の建物だとか社会環境によって、ただ単に数式的に減らすのではなくて、それによって配置する機器も異なってくると思います。したがって、そういうように、どうしても中心部に近いところは建物の高層化だとかいろいろな問題が出てきますから、私は、そういう意味では何か機械的になっているという感じがしてなりません。

今後、人員の問題は 15 年からやるけれども、出張所の問題はまだいつかわからない、2 定にも間に合わないかもしれない、こういうことですが、これらの問題は、機械と人員の問題は連動していくものではないかという気がしてならないのです。今の説明を聞きますと、一方の人間だけを先に減らしてしまって、それから機械や設備が後からついていくような、そんなように思えてなりません。

ですから、そここのところは、今日は予算委員会ですから、予算委員会の問題、あるいは、これから 1 定の常任委員会もあるわけですから、常任委員会に遠慮していて、この予算委員会で常任委員会の先走りしてしゃべられないというようなおいがしてしょうがないのですよ。だから、ここは予算委員会ですから、やはり尋ねられたことはきちっと答えてくださいよ。私はそういうふうに思えてなりません。

先ほどの出張所の問題は、時期はわからないと。出張所がわからなければ、支所体制への移行もわからない。支所体制の方を先にやるのか、あるいは出張所を先にやるのかというのも、どちらが卵か鶏かわかりませんが、どちらの方を先に考えていますか。

(消防) 総務課長

今いろいろとご質問があったのですが、私どもはなぜ統合の時期を明言することができないかといいますと、まず、支所制の体制につきまして、建物の建設などを伴わないということで支所制の体制を先に行ってまいりたいと考えております。それを終えましたら、長橋と塩谷の統廃合となりますと、当然、適地も探さなければならない、あるいは建設もしていかなければならないということで、これについては、先ほどご答弁申し上げましたとおり、これから財政的なものもありますし、予算づけについては関係部とも当然協議して位置づけてまいりたいと考えておりますので、支所制の体制を先にしたいと考えております。

武井委員

いずれにしても、恐らく、常任委員会に遠慮しているのだろうと思うから、これ以上は詰めませんが、こういう予算委員会でもじゅうぶんに腹を割った話をしてほしいな、こういうふうに思います。

石狩湾新港の港名変更について

次は、石狩湾新港の港名変更に関連して二、三お尋ねいたします。

港名変更については、私が今までの代表質問の中で、また、今回の一般質問、14 年の 4 定でも代表質問で質問をしているのですが、市長答弁はいつも答えが同じなのです。印刷したような答えなのです。議会や関係団体などのご意見を聞きながら、慎重に対応していくべきと思っている、こういう考え方です。慎重に対応と、これはどの答弁にも、今回の答弁にもこれがありました。

この慎重に対応という言葉が、どうもあやふやな慎重なのです。私は、理事者がどちらの方を向いてどういう姿勢をとるかが、この慎重の姿勢を左右するものだと思います。だから、港名変更は絶対反対なのだ、反対の立場でいろいろな協議をこれから重ねていくのだということと、まあまあ、石狩も道も賛成しているのだから、しょうがない、いいかげんにどこかで手を打つかというような考え方での慎重では、港名変更で札幌になるのは火を見るよりも明らかです。

まず、そういう意味で理事者の態度はどこにあるのか、慎重でなくても結構ですから、お答えください。

(港湾) 港湾振興室長

ただいまの港名につきましても市の考え方でありまして、昨年も武井委員からご質問がありました。まさ

に、同じような答えで大変恐縮でございますけれども、そこでは、それだけ、1年かかって、やはり背景に非常に難しい問題がある、内在している、一つのこういうご理解もいただきたい点は先に申し上げておきたいと思えます。

今現在、私どもの答弁の中にもありましたように、関係団体のご意見を聞くと。これは、具体的には、商工会議所、そして港湾振興会、この両団体それぞれに今協議をさせていただいているところでございます。

ただ、両団体の方からちょっとお話をお受けしましたけれども、やはり非常に難しいなど。そこは、単なる港名だけの変更の問題でいいのか、やはりちょっと違う部分もあるだろうと、そこにはもう一つ温度差があるわけでございます。石狩湾新港にもお仕事として非常にかかわっている方がいて、その濃淡の部分で非常に開きが出てきていると、個別にお聞きしたときはそういう状況にあると。ですから、やはり、今回の答弁はこういうふうなことで、私どものスタンスとしては、やはり各界各層に広くお声を聞きながら、見出して一定の整理をしてしていかなければならないだろう、こういう考えにあるわけです。

したがって、現時点では、まだ委員がおっしゃるような方向性を見出せる状況には確かにございません。

武井委員

私は、これをこうして本会議でしつこく何回もお尋ねしているというのは、非常に簡単明瞭です。ポートセールスで名前が売れていない。札幌を入れることで非常にポートセールスがやりやすい、だからというのが大前提になっているのです。そういうことは、ポートセールスがうまくいくことにこしたことはないですから、したがって、当然これは、慎重、慎重と言っているのは議会对応だとか住民対応について慎重なのであって、心はあちらの方に行っている慎重ではないかというような気がしてなりません。

ですから、これらのそもそもの出発点がそこにあるわけですから、今までの内容が複雑だとか、あるいは、いろいろと多岐にわたって、経済界を含めて、ただいま論議をしている最中だと言うのですが、私はどうも結論が見えているような気がしてならないのです。したがって、私は、ひさしを貸して母屋とられるのではないかと提起をしているのですけれども、これは一体いつごろまでかかってこの協議を重ねるつもりですか、お答えください。

(港湾)港湾振興室長

決して時間を先延ばし、先送りしていくという考えにはございません。今現在も、新港の運営に関する会議、これは助役レベルから成る会議でございますけれども、その下に管理運営部会、そしてもう一つ、母体負担を検討する部会、この二つの部会がございます。そういった中でも、今の港名問題にとどまらず、今の母体の状況を考えた場合に、今後このスキームで現状はやっていけるのかと、こういったことも広い角度から議論をしているさなかでございます。新年度、15年度に入りましてから、本格的に、当然、今後の小樽港も含めた両港の在り方というものを正式にテーブルに乗せるといいますか、そういう形で議論を深めていくという考えでございます。

武井委員

今、私がお尋ねしなかったことが出てきたので、なおさら私は危ぐするのです。

この問題はポートセールスだと言って私は港名変更についてお尋ねしたのですけれども、この一体管理の問題です。今いみじくもお言葉が出ましたが、母体負担、これが、今度は札幌も含めた一体管理問題が二つ目に出てくるわけです。これは、他党の資料要求を見せてもらってもそうなのですが、固定資産税と市の負担額を比べてみても、固定資産税が上回ったのは5か年ほどで、あとは全部、30分の1から市の負担が多くなっています。そうなりますと、当然、これは、市は何とか負担を逃げよう逃げよう、安くしよう、こういう気持ちが出てくれば、札幌も中に入って管理してくれないか、管理組合に入ってくれないか、こういう問題が当然出てくるのではないですか。

ですから、このどれをとっても、港名変更、ポートセールスして名前が売れていない、札幌を入れた方がいいと、一方では負担金の問題、母体負担の問題です。これによって、苦しくてどうしようもない、したがって、札幌

も入ってくれないかという方向にどんどん話を持っていかれるような気がしてならないのです。

札幌が一体管理の中に入ってくれば、当然、札幌港となるのは当たり前のことですね。ですから、私は、これから論議していただくにしても、長引かせないというお言葉がございましたけれども、これはもう長引こうと何をしよう、先の見えている論議の方向にしか受け取れません。

そこで、港湾部長の決意なども含めて、今日は市長さんをお呼びしておりませんから、港湾部長のお言葉を聞きたい、こう思っています。

港湾部長

ただいま港湾振興室長から答弁申し上げたとおり、私どもは、港名の問題、これが仮に通称名であっても、必ず、委員が今おっしゃったとおり、根底の問題、母体負担の問題、それから港の管理運営問題、これらに密接不可分に絡んでくるわけです。ですから、私どもは、港名の問題は、仮にこれが通称だけでも、切り離して単独で議論して、それが先行して実施されるということではなく、もっと根底の問題が密接不可分にあるだろうと。その部分も議論していかなければ、今こういったご時勢でトータルの港湾貨物がなかなか伸び悩んでいる中で、一方の知名度が上がれば、限られた貨物の中で一方が相対的に不利となる状況も当然考えられますので、市長が答弁した内容は、そういう一つ一つの問題が重いし、それから、先ほど申し上げた母体負担、管理運営の在り方、これらにも密接不可分に絡みますので、そういうことを総体的に慎重に議論していく、こういうことで申し上げましたので、議会の方にも業界の方にもじゅうぶん議論していただいて、一定のコンセンサスが得られた中で、そこで判断していくと。

私どもは、今のスキームのままで行くことが一番いいとは決して思っておりません。これはご時勢も変わってきていますので、過去のスキームが時代に合わなければ、やはり変えていくという勇気も必要でございます。それにしても、やはり、事の問題の重大性を考えますと、慎重に対応せざるを得ないということでご答弁申し上げている次第であります。

武井委員

勇気も必要だと。何か、一步下がることも時によっては必要なのだと。どこかで聞いたことがある言葉で、一步前進二歩後退と、有名な言葉であります。そんなようなお言葉に聞こえてなりません。

さらに、こういう言葉もいつも出ているのです。これもいただけないことです。全国にも例のない二つの重要港湾を抱えている本市なので、こういう言葉が出ているのです。このことは、港をつくる時からわかっていたことで、二つの港をつくって、それを抱えると。これでは、何か重たいものを背負わされているというふうに、口説きに聞こえてならないのです。

ですから、私は、こういうような、それこそ最初に思ったような、新港を持ったときの気持ちに、よく初心に返れ、初心に返れと言いますが、ここへ戻って、勇気も必要だなどと言わないで、どんどん、小樽市の本港はもちろん、これらを守るようにしていただかないと。石狩開発の再生問題もあるわけですから、ますます苦しい立場はわかりますが、やはり、ひさし貸して母屋をとられることのないように、札幌港にならないように、ぜひとも心を締めてやっていただきたい、こういうふうに思いますが、部長、これに答えることはありますか。

港湾部長

全国にまれなケース云々と、口説きに聞こえるというお話でございます。確かに、重要港湾、しかも、道外は基本的には県管理ということで、非常に県の物流の入口ということで調整しながら進めております。瀬戸内には、何か所か市が港湾管理者としてやっているところがあります。私も、去年、港湾に参りまして、全国のそういった港湾関係者とお話しする機会がありました。小樽は、それこそ重要港湾云々という話を私の方からいたしました。それはすごいねと、話はそこから入るのですが、こういったご時勢で大変ですねという言葉も確かにその後が続くわけです。ですから、従来の北海道的な中で、港湾も含めていろいろ開発されてきたのですけれども、基本計画策定

以来、30 年くらいたつと思うのです。その間、いろいろ議論してきましたけれども、やはり、小樽港、石狩湾新港は、道央圏における物流港湾として、あるいは、産業活動を支える生産の基地として、北海道の経済の自主・自立のために何とか役に立っていかなければなりません。小樽港も、委員がおっしゃるとおり、これからも港という位置づけの中で小樽港の発展を期していかなければならないという思いは委員と同じでございます。慎重にと云々というお話がございましたけれども、やはり、これからもそういう視点で頑張っていかなければならないと思っております。

武井委員

私たちが市会議員の選挙が 1 か月ちょっと後に控えておりまして、私たちが初心に戻りますが、理事者の方も初心に戻って、見事、この二つの港を維持管理してほしいということを申し上げたいと思います。

観光俳句ポスト設置 10 周年記念俳句大会について

最後の問題です。

最後の問題は、観光俳句ポスト設置 10 周年記念俳句大会全国大会を昨年の 10 月 5 日に開いていただきました。経済部はもちろんですが、観光課長などを中心にして、大変なご努力に感謝申し上げたいと思います。

全国から 338 句が集まりまして、九州はもちろん、広島、京都、大阪、さらには東京と、非常に広範囲から投句がありました。非常に喜んでおります。128 句を入選として終了したわけですが、私も選者にさせていただきまして、いろいろと批評などもさせていただきました。

この中で、これだけ非常によくやっていたのですけれども、実は、私は非常に残念だということが一つあるのです。それを次回に何とか生かしてほしいと思って、あえて言わせていただきます。

10 か年もたちますと、初期の入選者の方々がお亡くなりになっているのですね。非常に楽しみにしているべき人たちがなくなっている。小樽のそのときの選者の方々、この代表の方も副代表の方もお亡くなりになっている。非常に残念な結果が出ているのです。私は、これは、全国の入選者の方々にお声をかけてやったにもかかわらず、そういう方々がお亡くなりになっているということで非常に私は残念に思うのです。

そこで、これらの 10 か年計画という大きなスパンではなく、せめて 5 年ぐらいで開かれぬか。私も所属している短歌大会は、毎年、全国大会をやっています。ですから、そういうふうにしなないと、大会に案内を出すべき該当者の方々が既にお亡くなりになっていて、非常に残念なことだと思っています。ですから、これらの全国大会は、何とかみんなに喜ばれるような大会にしてほしい、こう思いますので、これは、経済部長ですか、それともしなにかご答弁してください。

委員長

時間が過ぎていますので、まとめてください。

(経済) 観光振興室観光事業課長

昨年の 10 月の観光俳句ポスト設置 10 周年記念俳句大会について触れられましたが、これまで、平成 4 年 10 月からポストを開設いたしまして、約 9,000 人の方、投句で申しますと、約 1 万 4,000 句を投句いただいております。大変好評だというふうには受け止めておりますが、武井委員がご指摘のとおり、投句される方の中には、昨年の 10 周年大会のときに連絡を差し上げて、お亡くなりになったという方がいらっしゃったということも把握しております。その点では、武井委員の俳句ポストに寄せられる熱意というのも大変熱いものと受け止めております。

ただ、そうは申しまして、昨年の 10 周年という大きな節目を終えたばかりで、これから 5 年先の大会ということは、計画の中にも想定はしておりませんものですから、その点では、この 10 周年のときに主催団体としてご活躍いただきました小樽俳句協会の皆さんにも武井委員のご提案をお伝えいたしまして、協会の皆さんともども、5 年後の大会運営が可能かどうかについてお時間をいただいた中で検討をさせていただきたいと思っております。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

それでは、共産党に移します。

新谷委員

石狩湾新港地域への企業誘致について

石狩湾新港、石狩開発、企業誘致に関して伺います。

新年度予算で、石狩湾新港工業流通団地企業誘致推進協議会負担金が計上されておられません、この理由をお聞かせください。

(経済)産業振興課長

今ご質問がありました石狩湾新港工業流通団地企業誘致推進協議会の負担金についてのご質問ですが、同協議会は、小樽市と、石狩市、石狩湾新港管理組合、石狩開発株式会社で構成して、4者協と言っていますが、この会は平成7年に発足しまして、その後、石狩湾新港工業流通団地への企業誘致やPR活動を推進してきたところであります。今後とも、4者協はしっかりと連携体制をとりながら誘致活動をしていかなければならないということは、参加自治体や団体はすべて認識をしているところであります。

今回、これまで参加自治体、団体から負担金を出して誘致活動、PR活動を行ってまいりましたが、平成15年度につきましては、より効果的な事業を1年かけてしっかりと検討することが重要と思われ、現在、15年度は予算計上をしていないところであります。

今後の活動につきましては、4者協の幹事会、総会でじゅうぶんに協議をしていくことになっております。

新谷委員

4者協の話し合いでこういうふうになったということですが、今年はないけれども、今後はあり得るといふふうにとらえていいですか。

(経済)産業振興課長

今まで効果のあることを考えて誘致活動を進めてまいりましたが、今後は、1年間かけてじっくりと、違う誘致活動、また効果的な誘致活動、方法はないだろうかということで、4者協の中の幹事会を含めて協議をしてまいりたいと考えております。

新谷委員

石狩開発も破たんしましたし、企業誘致の見通しもないから、見切りをつけたということではないのですか。

(経済)産業振興課長

決してそのようなことではなくて、今現在、34の企業を誘致して活動をしていただいておりますので、そのところに私もできる限り回って歩きましてお話を聞かせていただいておりますが、その方々とじゅうぶんにしっかりと連携体制をとりまして、また、協力できることは協力させていただきながら進めております。その部分、今誘致させていただいているところはじゅうぶんに協力体制をとらせていただきますが、それと同時に、よりいっそう、こちらの地区に来ていただくようにしっかりと誘致活動を進めてまいりたいと考えております。

新谷委員

小樽市域では67社の立地で34社が操業しているということですが、残り33社の操業の見通しというのはあるのですか。

(経済)産業振興課長

やはり、今、経済諸情勢が大変厳しい状況になっておりまして、土地をご購入いただいて、現在まだ操業されていないところがございますけれども、そこにつきましては、何とか早目に操業していただけるような形でお願いをしているところでございます。

新谷委員

願いをしているということですが、その見込みはどのようなのですか。

(経済)産業振興課長

やはり、諸情勢の中で厳しい状況がありますので、その中では、ご本人たちの自社でいろいろな部分で課題を抱えているところもございます。そのところもじゅうぶんお聞きしておりますので、私どもとしましては、今現在、地元にどのような企業があるのか、どのような製品があってどのような技術を持っておられるのかということも魅力の一つとしまして、その部分をじゅうぶんにお伝えして、ここは連携できる場所ではないでしょうかという提案をさせていただきながら、よりいっそう、こちらに来ていただくような形での活動を展開しておるところでございます。

新谷委員

そういう努力は評価しますが、このご時勢でなかなかその見込みはない、そういうように判断できるのではないかと思うのです。

先ほどの公明党さんの質問に対して、37 社操業で 1,000 人の雇用効果があるとおっしゃっていましたが、小樽から通っている人は 80 人しかおりませんよね。そういう点でも、雇用効果と言えるのかなと思うのですが、いかがですか。

(企画)高橋主幹

雇用効果という件につきましては、現在、34 社という少ない企業の立地状況の中では、目に見えて効果があるとは考えておりません。

ただ、今後とも、今言うような土地と、それから石狩開発の再生において企業立地をすることによって、まだ未用地がございますので、そういったところで雇用効果なり経済効果が発揮されるというふうに考えております。

新谷委員

聞いていると、どうも希望的観測で、実態が即していないような気がするのです。石狩開発が破たんをして、市の負担、持出し、損失、これは出資金 6,800 万円と、簡易水道事業の 2,570 万、合わせて 9,370 万ですね。それでいいですか。

(企画)高橋主幹

先ほど秋山委員にもご説明いたしましたが、本市にかかわる内容といたしましては、現在出資しております 6,800 万円の無償償却、それから、14 年度の簡易水道事業負担金の一部であります 2,570 万円ということでございます。

新谷委員

石狩湾新港管理組合負担金等の推移という資料を出していただきました。石狩湾新港と石狩開発は表裏一体で事業を進めてきたのですけれども、この資料を見ても、いつ黒字になるか、全く見通しはありませんよね。その上に石狩開発の破たんで、本当に市の負担分というのは物すごく多くなっているわけですよ。14 年度で見ても、30 億 1,157 万 8,000 円、これが市の持出しとなっているのです。それに先ほどの石狩開発の損失分をプラスすると、すごいお金になるわけです。

先ほど、企業誘致に関して、4 者協で今年度は負担金を出さないという話しを続けてきたわけですから、こんなに小樽市が財政が苦しいと言っているのに、この部分でこれだけのお金を持ち出すということは、やっぱり市民生活に負担を及ぼしていることになりまますから、これも、小樽市の財政が厳しいということで見直しをかける、そういう話しをすべきだと思うのです。

先ほど、武井議員の質問に対して、母体負担についても 15 年からテーブルに乗せるということでしたけれども、この点でしっかりと小樽市のこの実態を見てもらって、これ以上は無理なのだということでは言えないのでは

うか。その点はいかがですか。

(港湾)港湾振興室長

ただいま新港の母体負担金の関係でご答弁させていただきますけれども、現在新港では、ご存じのとおり、マイナス 14 メートル岸壁工事、これが 14 年度から具体的に着工されまして、15、16 年度に事業がピークを迎えていくだろう、こういう状況でございます。

そういった中で、私どもは、母体協議の中で、事業もいろいろあるわけでございますけれども、例えば 15 年度に向けましては、補助事業であります埋立護岸工事の一部進め方の見直しとか、あるいは、管理組合そのものの組織の問題、要するに、人件費や一般事務費、いわゆる管理経費の見直し、削減、こういったことを協議の中で私どもはかなり働きかけてきたところでございます。そういったような状況で、本来、まだまだ若干増えるのかもしれませんが、今回こういうような 15 年度の予算案にとどまると、こういう状況にもございます。

ですから、今、15、16 年度はピークを迎えますが、やはり、一定の事業が完了しますので、その後、起債償還ということもございますけれども、事業が落ちついた段階で徐々にこういう負担金の状況も変わってくるようなこともありますので、先ほど武井委員にもお答えしましたように、15 年度に正式にテーブルに乗せて、こういう資金のこともトータルで、いろいろな選択肢があると思いますので、その中で母体負担金の抑制、こういう形に努めてまいりたい、このように考えているところであります。

新谷委員

今マイナス 14 メートルバースについてお話がありましたけれども、これは、私たちが繰り返し言っているように、この岸壁を使用するのが王子製紙、北電ということで、ここに何で小樽市がお金を出さなければいけないのか、これは市民の素朴な疑問なのです。さらに、この岸壁を使用する王子製紙、北電の利用計画もまだ明らかではないということではないですか。そんなところに、本当に市の苦しい財政を削って、市民のいろいろな負担を削ってまでどうして出す必要があるのでしょうか。それは市民が言っていることですから、私はそれを代弁して言っているのですけれども、本当に疑問に思います。どうでしょうか。

(港湾)港湾振興室長

この 14 メートル岸壁につきましては、西地区にありまして、ご存じのとおり小樽市域でございます。そういった中で、当初から私ども市内港湾関係の企業の方々が随分進出している、そして、荷役作業、いろいろ通関業務、関連業務、全部やっているわけでございます。そして、あるいは今、王子製紙のお話が具体的に出了たけれども、荷主さんというのはここだけではない。配船してくる会社、いろいろ航路もある、そういった中で、決して特定の企業だけに便宜を図るといような言葉が合うかどうかわかりませんが、そういう状況ではないのです。

あくまでもそういう状況にありますので、やはり、私ども小樽市としても、母体構成の一員といたしまして、そういった、今までの先ほどのお話にもありました。企業立地もありました。操業も始まっております。そういった中で、こういう産業拠点、こういうふうに位置づけている、こういうふうな状況でありますので、私ども小樽市としてもそういう観点からはやはりこういう形で協働してやっていかなければならない、こういうような状況で考えているところでございます。

新谷委員

今の答弁を聞いていますと、本当に何で市のお金を持ち出してまでやるのかというあたりは、具体的なプラスマイナスの損得の部分、そこら辺での具体的な数字の示しもないし、全く希望的観測にすぎない、そういう感じがすごいです。

次の問題に移りますけれども、さきの石狩湾新港管理組合議会で今後新たな小樽市の負担が示されたというふう聞いておりますけれども、その内容をお知らせください。

(港湾)港湾振興室小林主幹

平成 15 年度の各母体負担金ということだと思いますけれども、15 年度につきましては、昨年実績は 4 億 5,009 万 2,000 円ですけれども、15 年度につきましては 4 億 6,326 万 9,000 円というふうに計上されてございます。

新谷委員

済みません。言い方が漠然としていました。

中央地区 3 工区造成にかかわってのことです。

(港湾)港湾振興室長

中央地区の 3 工区につきましては、売却できないと新たに負担が増えると、そういう趣旨でございますか。

新谷委員

そうです。

(港湾)港湾振興室長

その観点につきましては、今まで景気動向がこういう状況の中で、なかなか交渉できなかったというような状況で、管理組合からもいろいろ厳しい状況は伺っております。そのたびに、私どもは議会でも報告させていただいているところでございます。

そこで、私どもも当然危くしているところでございまして、これまでも、母体協議の中で当然早く分譲できるような状況に持っていくようにと、そういう強い要請をしております。そして、今後も、母体協議の中で引き続き強く働きかけていかなければならない私どもの立場でありますので、特に道に対して、トップセールスなども念頭に置きました強力なリーダーシップを発揮していただきたいということも働きかけているところであります。これに対して、道といたしましても、今後、新年度に入るとは思いますけれども、これまで以上に、責任の中で強く働きかけて、関連企業、あるいは、これからエネルギーの関係もございまして、そういった企業に幅広く働きかけていきたい、そういう考え方も示されておりますので、我々としても、さらに母体協議の中で詰めていきたい、こういうふうに思っています。

新谷委員

私が聞いているのは、中央地区 3 工区の造成は、このまま売れなければ、新たな小樽市の負担は 8 億円になるというふうに聞いているのですが、間違いありませんか。

(港湾)港湾振興室長

今も実績を出されているわけでございますけれども、元金の償還が平成 18 年度からで、18、19、20 と大きく 3 か年になります。これで一括償還という形になるわけでございます。単年度ずつ見ますと、およそ 22 億から 23 億までの範囲内ということになっておりまして、22 の 6 分の 1 でございますので単純計算すると 3 億 7,000 万円前後増額になる、こういうことでございます。

新谷委員

合わせて 8 億円ほどのむだになってくるということですね。この部分、この新たな負担はどうされるのですか。これにこたえていくのですか。

(港湾)港湾振興室長

ですから、先ほど申しましたけれども、そうならないように、やはり分譲を強く働きかけていく、残りの 18 ヘクタール近くの分を分譲していただく、私どもはこのように強く働きかけていく、こういうことでございます。

新谷委員

3 年たっても売れていない、そして、今後の見通しもまだまだ立たないという中で、負担ばかりかぶせられるというのは本当に納得がいかないと思うのです。先ほども言いましたけれども、市民のいろいろな福祉の部分、例えばさわやか運河健診が、今年是有料化されるとか、それから、はり・きゅう・マッサージも半分、子どもの就学援助も削ると。地方自治体の役割というのは住民の福祉の増進にあるわけですけれども、そのところを削って、こ

ういった大型開発に税金をつぎ込むということは、全く認められないというふうに思うのです。そういう点では、苦しい小樽市の財政事情なのですから、負担について見直すということをはっきりと言ってもらいたいというふうに思います。

その点ではいかがですか。

港湾部長

私どもも、非常にひっ迫した小樽市財政の中で、私ども港湾部の事業だけでなく、ほかの事業の在り方というか、そういったものには、じゅうぶん注視しながらやってございます。

ただ、やはり、石狩湾新港とのかかわりは、先ほど来、議論しているとおり、私どもは母体負担の抑制に鋭意努めながら進めてきてございますので、これからも引き続き 3 工区の問題も私どもは大いに働きかけた中で、決してそうならないような中で、母体負担の抑制に努めてまいりたい、こんなふうに思っております。

新谷委員

妙見市場について

それでは、質問を変えます。

妙見市場についてお伺いします。

12 年の 1 定で、妙見市場の活性化と駐車場の確保方の請願が採択されて 3 年たちました。店舗を C 棟に集約して、A、B は解体・撤去するという方針で来ていると思うのですが、B は移転したようですが、いまだに A が残っております。現状はどうなっているのでしょうか。

(経済) 商業労政課長

今お話しされましたとおり、請願が採択されました後、集約と駐車場の確保ということで努力してまいりました。集約の件につきましては、C 棟に集約いたしまして、集約した当時 22 店舗で営業していたと思います。その後、もう 1 店舗なくなりまして、今は 21 店舗で C 棟で営業しているということです。A 棟の方には、残念ながら、そのときに集約がされなかった店舗が 4 店残っております。

駐車場の部分については、いまだに確保されていないという状況でございます。

新谷委員

組合の方では、A、B を C 棟に集約するというふうに決議を上げておりますし、13 年 9 月の経済常任委員会の会議録を見ますと、経済部長が、小樽市もこういうことは了解している、そして、中小企業、コンサルの提案も受けて、C 棟に移転するということは確認済みのことだと思うのです。A 棟に対して、C に移るよにとということで話し合ってきたのでしょうか。指導というか、そういうことはしてきたのでしょうか。

(経済) 商業労政課長

一義的には組合全体の意思を尊重するというので、組合自体が A 棟に残られている方の説得を試みるということで組合自体が申し出ておりましたので、まずはそれをお願いしました。ところが、組合が何度か接触したのですが、A 棟の今残っている 4 名の方はなかなか応じていただけないということで、組合の方からも市の方で指導なりをしていただけないだろうかという話も 1 度か 2 度ございました。

市の方では、とりあえず、組合の努力ということを前提としながらも、昨年の夏ごろに、一度、A 棟の方にお会いいたしました。そうしたところのお話でありますと、中には、今設備投資をしたところなので、移るとなると、それをまた移したり何だりということで別の経費がかかるのでちょっと控えたい。それから、2 軒ほどは、自分たちは今高齢なので、このままここで商売を終わりたいという意向であった。残りの 1 軒は、卸主体の形態で小売でないものですから、場所は関係ないと。そういう意味で、自分の家に倉庫等を持っているので、あえて移らなければならないということになるのであれば、自分の家の方に店舗等全部持って行って集約する、そういう考えのものだから、この 4 軒については今のところ移る意志はないというふうに聞いてございます。

新谷委員

市としては、A棟の人に1回だけしかお話ししていないのですね。事情を聞いたということですね。

それで、この4店のうち、補償、費用の問題で言っているのは1軒で、あとは何とかかなりそうようにも聞こえるのです。この市場の大家さんは小樽市なのですから、やはり、決めた線に沿って、何とかC棟の方に移るように、そういうふうに関心かけるべきだと思うのです。

ところで、各店舗との契約というのがあると思うのですが、それは、いつで切れるのですか。

(経済)商業労政課長

店舗等の契約につきましては、3年ごとの契約ということになっておりまして、ちょうど今年の3月31日に切れて、4月1日から、また新たな契約を結ぶということになっております。

新谷委員

それであれば、ちょうどいいチャンスではないですか。こういう方針で臨んできているわけですから、そういう点で、何らかの設備投資の問題があるのであれば、それを補償するとか、そういう手立てをとって移ってもらうべきではないですか。

(経済)商業労政課長

私どもが接した範囲では、決して費用だけの問題ではなくて、やはり、商売上の自分たちのいろいろな気持ちの問題とか、そういうものもあるように聞いております。

それで、移るといってお話することは構いませんけれども、強制的なやり方、強引なやり方はしないということで組合さんともお話ししておりますし、なるべく組合の意向を尊重して、それを押さえて、そして、それに応じていただければということでもありますので、もう一度、市の方で組合の意向をお伝えして、できればどうでしょうか。組合の方からは、自分たちが移ったことでもって一つの事業が終わったわけですが、今後、A棟の皆さんの気持ちが変わって移るといふことになったときにも、同じような支援をしてしてもらえたらどうかというお話はきておりました。そういったときに、もし実際にそういうことになった場合に、また再度、お話をしましょうということになっておりますので、そういったことも含めてまた接触してみたいというふうに思っております。

新谷委員

ぜひお話し合いをしてほしいと思います。今、B棟が空いているのですけれども、B棟だけ先に撤去するというふうにならないのですか。

(経済)商業労政課長

A棟、B棟を撤去するという理由の一つに、A棟、B棟全部がなくなることによって、国道側からC棟がよく見えるようになるということもありました。それから、A棟、B棟が全部なくなった時点で取壊しを考えましょうという約束をしていることでもありますので、B棟だけを今すぐ取り壊しても、何か別の、例えば駐車場にすぐそこが使えるとか、そういったことが生じるのであればまた考えようもございましょうけれども、そういった状況にない中では、もう少しA棟、B棟の推移を見て、A棟が全部いなくなってからその辺をきちんと考えたいというふうには思っております。

新谷委員

A、Bそろって撤去するというのは、組合の希望でもあるのですか。

(経済)商業労政課長

組合の方も、その辺はよくご理解してございます。

新谷委員

いずれにしても、請願が採択されてから3年もたちますし、何とか前進的な方向でよく話し合っていたきたいというふうに思います。これは希望です。

高校生の就職について

それから、次に移ります。

高校生の就職についてですけれども、市内の新規卒業者で、直近の就職できていない人数は何人ですか。

(経済)商業労政課長

まず、公表されておりますハローワークの数字で申しますと、小樽職安の管内で申しますと、就職希望者が 564 名、内定者が 320 名ということで、未内定者は 244 名、これは 1 月末の数字ということになります。2 月末の数字はまだ出ておりません。このうち、市内に限って申しますと、希望者が 476 名に対して内定者が 261 名ということで、未内定者が 206 人ということになってございます。

それから、参考までに申しますと、実は、昨日、学校に片っ端から電話をかけさせていただきまして、市内の高校の就職担当の先生に聞かせてもらった直近の数字が、これはあくまでも私どもの独自の調査ですけれども、それがございます。それで申しますと、未内定者が 113 名ということで押さえてございます。

新谷委員

113 人という、まだまだ大変だなというふうに思うのですけれども、新規高卒者就職促進事業費補助金は、わずか 10 万しか出ませんが、これを使っている企業は 1 件だけというふうに聞いたのです。10 万ぐらいだから、なかなかうんというふうには上がらないと思うのですけれども、この制度について企業は知っているのでしょうか。

(経済)商業労政課長

これは道の制度ですが、道の制度の周知については、具体的に何件の企業にこれを通知したかということまでは承知しておりませんが、通常でありますと、市の商工労働事務所を通じまして、小樽市の商工会議所の会員企業、それから中小企業者同友会の会員の企業等、恐らく就職の要請文書を出している 700 社、こういったところをターゲットに周知をされているのではないかとというふうに思います。正確な数字は、申しわけございませんが、押さえてございません。

新谷委員

市内の企業で、本当は雇いたいだけでも、財政的に厳しくて雇えないというところはないのですか。

(経済)商業労政課長

今おっしゃったとおり、実際は戦力的に雇いたいのですけれども、それに見合うだけの業績も上がっていない、それから、仕事の量も確保できていないということで、実は人が欲しくても雇えていないという部分はあるかと思えます。

新谷委員

そういう点では、たしか高階議員の代表質問で、苫小牧のような支援制度をつくったらどうかということに対して、市長はやらないと答えたと思うのですけれども、このようにたくさん的高校生が就職できていない、また、企業の方でも本当は雇いたい、体力的、財政的に厳しいということで、そういうところに対して補助をするという気持ちはまだ全くないのでしょうか。

(経済)商業労政課長

他都市の制度ということで、苫小牧市は、今年から始めるということで、まだ実施されていないのですけれども、1 か月当たり 1 人 5 万円で 6 か月間ということで、合計 30 万円が出るということがあります。それから、例えば名寄ですと、1 人 12 万円限度で、平成 14 年度の実績では 16 人というふうに聞いています。室蘭でも同様の制度があるのですが、これは、残念ながら 14 年度は実績が全くないというふうに聞いております。

苫小牧の実績も、これから出てくるわけですので、その辺を見計らって、どういった効果があるのかも見たいと思います。

ただ、例えば 30 万もらっても、企業は 1 人雇いますと何百万という人件費がかかりますので、それとの差を考えると、やはり企業もちゅうちょするのかなと。たとえそういう制度があっても、ちゅうちょする部分が多分あるのだらうと思います。ただ、効果が全くないかという、そうは言い切れませんので、もう少しこの辺の様子も見させていたきたいなというふうには思っております。

新谷委員

最後になりますけれども、高校生の臨時雇用を市の方で検討したいということでしたけれども、いつごろ、何人の予定ですか。

(総務)職員課長

各部の状況もございまして、今のところ、はっきりした人数は申し上げられませんが、4 月ないし 6 月採用ということで、可能な限り実施したいと思っております。

北野委員

安保条約堅持について

市長に尋ねますが、一般質問の再質問への答弁で、市長は安保条約堅持ということを変更と言われて、その理由も述べられました。

しかし、余りにも飛躍した話なので、改めて伺います。

市長は、核兵器廃絶平和都市宣言をしている小樽市の市長であり、平和憲法を守る、そういう責任ある立場にあるわけです。私たち共産党として、現在の北朝鮮が国際的常識を守らない、そういう面がある国だということは承知しています。だからこそ、理性的な話し合いによってさまざまな懸案を解決していくということが必要だというふうに考えているわけです。その点で、昨年 9 月の小泉総理大臣と北朝鮮との間で結ばれた平壤宣言を、大いに歓迎したわけですよ、その限りでは。

ところが、市長は、今、北朝鮮と日本との間で一番の問題は、どんな弾が飛んでくるかということが問題だと。どこでこんな議論になっているのですか。まず、その認識を聞きたい。

市長

新聞報道でしかわかりませんが、地对艦ミサイルを発射したとか、かつてテポドンが飛んできたとか、そういう事例があるわけです。そしてまた、今、イラクに次いで北朝鮮が脅威だというようなことも言われておりますので、そういう状況の中で、果たして、いつそういう事態になるのかならないのかわかりませんが、なってほしいとは思いませんが、万が一、なったときに日本の防衛はどうなのだろうということは、非常に危くしております。したがって、私としては、今の安保条約はぜひ必要ではないのか、こういうふうに思っております。

北野委員

安保条約があって、その取決めで、日本に、世界にも例がない長期間にわたる在日米軍というのがいるわけです。軍事基地も置かれています。これが、東北アジア、あるいはアジア全体の脅威となっていることは、関係国から再三指摘をされている点です。だから、今の国連憲章に基づいて、安保条約がなくなって、日本がそういう侵略の危険にさらされたときは、国連軍によって守られる、そういうことがはっきり国際的な取決めになっているわけです。

日本は、北朝鮮から弾が飛んできたなら防衛能力がないというふうに市長は断言されているけれども、かつて函館空港にミグというソ連の戦闘機が逃げてきたことがありました。それから、テポドンのときは、日本を超えて太平洋に落下した。こういうときも、アメリカ軍は日本にいるのですけれども、これに対して何の対応もできていないということは事実ではないですか。アメリカ軍がいるから守られるということは、これはちょっと飛躍ではないかと。

だから、私は、安保条約に基づいて軍事基地があること自体、これが問題だと。この基地が、日本を守るためのものかと言えば、そうではないです。横田であろうと三沢であろうと、現在、日本から出て行って、中東に作戦を展開しているのですよ。これは、日本を守るためではないでしょう。私は、そういう事実を指摘して、市長の見解を求めたのです。

だから、中東に展開しているアメリカの艦船の指揮をとるブルーリッジに、小樽の港湾施設使用を認めたということは穏やかではないと。今、中東で、あれだけイラクに対する戦争をやるべきでないということが問題になって、アメリカが頼みとしていたトルコの国会でも、アメリカ軍を受け入れることを否決したわけでしょう。そういう世界の流れに反するのではないかというふうに私は思うのです。

だから、小樽の米艦入港の問題に端を発した質問ではありますが、小樽市自身がどこから見ても平和を希求するという立場を明確にして、初めて世論を味方にするということができるとことを指摘して、日本として、市長が自民党から言われて、米艦入港の際に、恐らくキティホークのときがきっかけだと思うのですけれども、安保条約堅持を文書でうたうということをあえてやったというのは、見識がないということだけ指摘しておきます。

何かあれば。

市長

自民党と政策協定したのは、安保条約の堅持ではなくて、安全保障の必要性の堅持ということですので、安保条約の堅持ということではないです。

北野委員

そうしたら、新聞報道は間違いということですね。

市長

そうだと思います。

北野委員

我が党の指摘は、指摘だけしておきます。

時間がないので、次に行きます。

新年度の予算編成へについて

新年度予算編成に関しての質疑が行われましたので、それを前提にしてお伺いいたします。

平成 15 年の第 2 回定例会以降の財源の見通しについて述べてください。

(財政) 財政課長

平成 15 年の 2 定以後の財源の見通しということでございますけれども、まず、除雪費がございます。例年ですと、約 9 億 8,000 万の予算ですが、今回、当面の所要経費 6,800 万しかつけておりませんので、大体例年どおりですと 10 億と。その他は、2 定に向けての編成となりますので、通常であれば当初から計上しているだろうという事業をあらあら推計したところ、一般財源ベースでいくと約 2 億ぐらいあるのではないかと、これはあくまでも推計です。先ほどの 9 億と合わせまして、11 億、12 億ぐらいの財源が必要だと思われれます。3 定以後は、市税とか交付税の歳入そのものの動向がありますので、現時点ではちょっと見通しは立ってございません。

北野委員

新年度、人件費の削減はどれぐらい期待しているのですか。

(財政) 財政課長

今回の当初予算計上で、約 9 億円の効果というふうに考えております。

北野委員

企業会計からの返済はどうするのですか。

(財政) 財政課長

企業会計への返済について申しますと、実際に借りるのは 15 年度末でございます。ですから、借入額がこの予算どおりになるかというのはありますけれども、当然、两会計の経営に影響のないように、年次を決めて計画的に返済していくということになるかと思えます。

北野委員

それは本会議で答弁しているのです。だから、それは、どれくらいをめどにして返すつもりですか。いつくらいをめどにして。

(財政) 財政課長

繰り返しになりますけれども、年度末の状況で、企業会計と話し合っていきます。

ただ、経営に影響を及ぼさないようにということですので、長期ということはまず考えられないというふうに考えています。

北野委員

その上に立って、次年度以降、16 年度、17 年度の収支不足というのはそれぞれ幾らというふうに押さえていますか。

(財政) 財政課長

財政健全化計画の収支見通しで、16 年度は 49 億、17 年度は 55 億の収支不足を見込んでございます。

今年度は、計画では 45 億の収支不足の見込みでしたが、最終的に、先ほどの 2 定以後の財源を 11 億と仮定しますと、約 22 億圧縮した形となっております。人件費を含めて、後年度にも同様の効果は及ぶだろうというふうに考えてございますので、16 年度は 49 億が 27 億、17 年度は 55 億が 33 億程度というふうに考えております。

北野委員

ところで、今年借りた企業会計からの借入金は、次年度以降は当てになりませんよね。それから、下水道への負担金、繰出金も 4 億カットしていますけれども、これもできることにはならないでしょう。むしろ、返済の方が問題になるのですから。

(財政) 財政課長

今回、先ほども申し上げましたが、最終的に、年度末でどの程度の金額を借りるかによります。ただ、予算どおりの金額で借り入れますと、当然、16 年度以降、また借りるということは難しい。そして返済が、例えば、水道から 6 億ですので、産廃を合わせて 8 億、これを 4 年で返すとすると 2 億ずつになりますので、それは後年度の負担ということになります。

北野委員

下水道の負担金は、4 億の繰出しを削っているわけですがけれども、これを返さなかったら、企業会計の方では、下水道使用料の値上げで賄わなければならなくなりますね。一般会計から返さなかったら、どういうふうになるのですか。運転資本でもってやりくりできるのですか。

(財政) 財政課長

4 億の繰出金を削減しますと、当然、下水道事業会計は不良債務を起こします。ただ、この分は今年度の収支不足でございますので、後年度の分と合わせて措置していかなければならないというふうに考えておりますので、いずれかの時点で措置する、埋めていくというふうに考えております。

北野委員

財政課長は政治的な判断をする立場にないから、返すとも、あるいは不良債権にして使用料の値上げでもって補てんすると、どちらかしかないわけでしょう。そのほかに第 3 の道というのはあるのですか、下水道の方は。

財政部長

今、財政課長からお答えしましたとおり、繰出金を 4 億減少させたということは、一応当初から、従来としては

一般会計からの繰出金をもって下水道の収支を合わせていたわけですから、その分の 4 億を削るということは、当然、予算の縮小という形になりますので、それは借入れなりの対応で下水道は処分するということになります。

ただ、4 億そのものは、いわゆる一時的な対応として考えているわけでありまして、緊急措置ですので、これは返すめどを立てて返していきまして、下水道使用料に影響が出ないように我々は考えているということでございます。

北野委員

部長、影響のないようにと言うけれども、まさか、不明水が入るのを防ぐために、マンホールにべたっとガムテープでも張って水が入らないようにするなんて、そんなことはできないのですから、だから、一般会計から負担せざるを得ないわけですから、その辺はもう少し現実的に考えていただきたい。

今のやりとりでわかりましたけれども、この貸し借りの決着の仕方については、先のことだということで余りまじめに考えていないなというふうに、とりあえず収支を合わせるために借りたと。金をもらうのは年度末だからということで、まだ時間があるから、ゆっくり考えようというぐらいの極めて無責任な感じを受けますね。

ところで、市長に伺いますけれども、小樽市の財政がこれだけ厳しいわけなのですが、これにかかわって、平成 15 年度の政府の地方財政計画を見ますと、結論から言えば、交付税であっても、あるいは補助金、負担金であっても、減らして、あるいは、財源移譲とは言っても、財源移譲の方にしわ寄せを持って行って、交付税だとか、それから国庫負担金、補助金を削減するという方向が明確に打ち出されているわけですよ。そういうことで、小樽市への財政にはどういう影響があるというふうに認識されていますか。

市長

当然、地方交付税なり補助金等が削減されますと、市の歳入の一番大きいのが交付税ですから、これは本当に、小樽ばかりではなくて、全国の自治体が交付税の削減については反対をしていますし、全国市長会としても、昨年 6 月の総会で、既に交付税の削減なり、今の補助金カットの問題、まずは交付税を従来どおりの財源として確保せよと、そういったことは強く要請しております。それから、もし制度を直すのであれば、激減緩和せよと、そういうことも言っております。そんなことで、これは、小樽ばかりでなくて、全国の自治体の共通の課題ですから、これからも引き続き強く要請をしていくという対応になるうかと思えます。

私も、12 月の年末には、総務省の財政課長さんのところに行って、小樽の実情もよく話をして、よろしく願いしたいということでお願いをしまいいりました。これからも、そういった要請はしていきたいと思えます。

北野委員

財政部に尋ねますけれども、交付税については、落ち込んでいる分については、いわゆる基準財政需要額と収入額との差を交付税でと。しかし、その差額を全額交付税で措置するというわけにいかないから、減らして、例えば臨時財政対策債ということで、後年度の償還は交付税で措置するということで、計算上は地方自治体に迷惑をかけるような措置を、しばらくの間、3 年間は続けるというふうになっているわけです。

しかし、この返済の仕方が将来どうなるかというのは、全く不安な材料として残っているわけです。

そこで、当面、交付税についてはそういう措置をとると。地方に迷惑をかけないと。それで、国庫負担金、補助金については、法律で義務づけられているから、ここを大幅に削るということは、政府はなかなか手をつけられないのではないですか。それについては、どういうふうに考えていますか。

(財政) 財政課長

国庫補助金、負担金等の、今回、一部目出しということで三位一体の一部が出されました。ただ、財政上、国が負担すべき全部あるいは一部負担すべき事業というのが位置づけられていますので、その中で、例えば今回の義務教育だとか、児童扶養手当だとか、今ちょっと持ってきておりませんけれども、そういう事情がありますので、なかなか一気にそれを地方へ転嫁するという事は難しいのではないかと思います。

北野委員

そうすると、三位一体の残っている財源移譲ですよ。しかし、財務省は総務省に対してやらないと言っているのですから、それはどういうことになるのですか。三位一体でやると言うけれども。

(財政) 財政課長

この三位一体につきましては、いわゆる骨太の方針、昨年第 2 次骨太の方針ですが、そこに位置づけられまして、総務省の方も試案を出して今回の予算編成方針の中に盛り込まれてきて、目出しということで今回一部と。小樽市への影響というのは、ここではまだ定かでないといいますが、余りないというふうに考えていますけれども、今後進んでいこうと思えます。その中で、三位一体の見直しは、総務省の立場と財務省の立場で大きくかい離しております。そういうこともあってなかなか進まないのだというふうに考えておりますけれども、私どもといたしましては、総務省の立場としては、交付税自体の見直しについても、全体の歳出、構造改革、行財政改革によって歳出を抑えて、初めて交付税が削減されるのだということと、それから、交付税の持つ財政の調整機能と、いわゆる保障機能というのは必要なのだという立場を堅持しておりますので、この総務省の方の考え方というので進んでほしいなという希望は持っております。

北野委員

ちょっと待ってください。

総務省のというのは、片山大臣が経済財政諮問会議に出したこれでしょう。これで行ってほしいというのは、市長いいのですか、こんなことで。これを見ていると思うのですけれども、大変な答弁ですよ。

(財政) 財政課長

この三位一体の改革について、そのものを全部いいということではなくて、昨年の 5 月でしたか、示されましたが、あくまでも税財源を移譲する、それから、補助金を見直す際には税財源を移譲して地方交付税の調整機能、保障機能を守っていくのだと、そういうところの点についてはそれで進めてほしいというふうに考えております。

北野委員

そういう状況なのですけれども、市長に伺いますが、地方交付税は、財政の保障機能というか、そういう面と、全国均一の行政水準を保つという二つの面があると思うのです。これを壊されたら、財源を移譲して、課税対象の多い自治体だったら何とかやっていけるけれども、小樽市みたいに、現在こういう経済情勢の下で市民税が大幅に落ち込むような自治体は、財源移譲で課税客体が少ないということになったら、これは大変なことになるのではないですか。

だから、こういう総務省の方針といえども、はいはいなんて聞いていられないのではないですか。小樽の市長としてどう思いますか。

市長

そのとおりです。ですから、大変な事態だということで、全国市長会としても、まずこの税財源の移譲といいですか、地方分権によって事務だけ移譲されて財源が伴っていないということを強く主張して、とにかく都市税源の充実を図ってくれと、こういうものを重点項目として要請している、こういう状況です。

北野委員

先ほどの新谷委員の質問にも関連するのですけれども、市長は以前、以前と言っても最近ですが、石狩湾新港の管理組合の負担金は 4 億 7,000 万円を前後していると。それで、それを超えない範囲だったらいいというふうにおっしゃいました。

しかし、先ほどの新谷委員とのやりとりで、中央地区の 3 工区です。3 年たっても 2% しか売れていないのです。今後一生懸命に売ると言っても中塚振興室長は頑張っているけれども、そんな見通しなんてないのです。あなたが買うわけではないのだから。

結局、新谷委員が指摘したように、平成 18 年度から 3 か年で元金を全部返済するのでしょうか。そうすると、小樽市の負担が出てくるということで、新港の管理組合の負担金と合わせれば 8 億からの負担になるのです。

この場合に、小樽市長として、先ほどの答弁ですよ、現在の負担を超えない範囲だったら続けるというお話があったので、その関連について市長はどう考えますか。

市長

確かに、こういう状況になる以前の話で、14 年度ベースで 4 億 5,000 万ですか、この範囲内でやってほしいという話をしてきましたけれども、現在、道もそうですし、小樽市も石狩市も非常に厳しい財政状況ですから、これは非常に緊急事態だというふうに認識しています。

したがって、本会議等でもお話ししているように、母体負担の見直しを強力に議題として提案して、この軽減といいますか、抑制を図ると、これは非常に大きい課題でございますので、引き続き取り組んでいきたい、こう思っております。

北野委員

市長、そういうことでは納得できないですよ。

現実には、港湾関係の負担が 4 億数千万円ずつ続くのです。それに、中央地区の 3 工区の元金返済で小樽市の 6 分の 1 の分がかぶさってくるわけですから。そうすると、いや応なしに 8 億をどうするかということが目の前に突きつけられているのですよ。

だから、どういうふうに対応するのですか。

市長

ですから、その 3 工区の問題もありますので、そのことも視野に入れて、そのことも話をして、母体負担の見直しをぜひすべきだというふうに強力に要請している、そういうことです。

北野委員

それから、先ほどの石狩開発の問題ですけれども、水道の赤字分について、石狩開発の方は、再建計画でさまざまな協定を破棄して、自分たちの負担はないようにするというのを銀行や裁判所に提案しているのです。

しかし、小樽市の逃げ道は、道との協定もあるから、道に負担してもらおうという道しか残っていないのです。この話合いの窓口は港湾部ですか。道との話合いの現状はどうなっていますか。企画部ですか。

企画部次長

先ほど高橋の方からご答弁申し上げた部分なのですが、実は、石狩開発株式会社自体が破たんをしたわけですから、現実には、来年度以降、私どもの今の協定の中で負担をしていくという体力を持っていない。これは、私どももそういう判断をせざるを得ません。それで、今お話がありましたとおり、基本的に、北海道と覚書を結んでいる部分がありまして、その部分で我々としてはお話をさせていただきながら、今後の協議をしてほしいということをお願いしてきたわけです。

その中で、北海道の方から、誠意を持って今後協議をすると、そういうご回答をいただきましたので、私どもとしては、この再生計画案が一定の整理をされた以降、北海道と協議をしながら、この負担についてお話を申し上げていく、その中で一定の解決を図りたいというふうに考えております。

北野委員

北海道知事と市長との間で平成元年 3 月 20 日に結ばれた覚書は、市の財政運営に支障を与えないよう必要な措置を講ずるものと、これは、道が負担しますよということでしょう。だから、石狩開発からは、2 億 5,000 万余りは、これはもう入ってこないことははっきりしているのです。企業が張りつけば少し負担は減るでしょうけれども、しかし、今のところは見通しがないと。

そうすると、今、新年度予算にも計上されている 5,000 万、いわゆる補正でやった分を返すということですか

ら、5,000 万組まれているのです。平成 15 年度中に道との話し合いがつかなければ、この 5,000 万は失効せざるを得ないのです。不用額として残るなんてことはないわけです。

これから道と話し合いをするというのですが、結論をいつごろ出そうということをやっていますか。

企画部次長

今、北野議員がおっしゃいましたけれども、小樽市に対して、市の財政運営に支障を与えないように必要な措置を講ずる、こういう言い方です。このことが、私どもからすると、北海道としての一定の責任ということでお話をしてきていますけれども、これを基に会社との協定という形で現在は進んでいたわけです。ですから、北海道からすると、会社に負担をしてもらう前提の中で進めてきておりましたので、今すぐ、この覚書があるからといって、北海道がすべてを出す、こういう立場には立っていないというのが事実です。

ですから、我々としては、この再生計画案が 3 月末までには成立する前提で進んでおりますので、それ以降、新年度に入りましたら協議を進めますけれども、私どもだけではなくて、この負担協定というのは会社と北海道、会社と石狩市、いろいろな形で結んでおりますので、トータルで議論する中で我々はその主張を続けるという形で協議を進めてまいりたいと思います。

北野委員

そういう姿勢は見えるけれども、道の認識と小樽の認識は違うのです。石狩開発があったから、まさか道は負担などするというふうにならないから、気軽に結んだと思うのですよ。それが、今度、現実自分たちがかぶらなければならないということになったら、道の財政だって厳しいわけですから、そう簡単に、はい、はい、わかりました、2,500 万円持ちましょうなんてならないですよ。だから、こういう開発については、新たな負担が出てくるわけです。このままの企業の立地状況であっても、2,500 万円余り負担しなければならないわけですから、新たな負担になるのです。6,800 万円をばあにした上にです。

だから、そういう大規模開発といいますか、石狩湾新港地域の開発全体が、陸の点でも港の点でも破綻だと。小樽市の財政もこういうひっ迫した状況にあるわけです。市長は、本会議の答弁で、いわゆる赤字再建団体に陥らないようにするのだという決意を表明されました。そうであれば、今年は何とか企業会計から借り入れて難を逃れたけれども、来年度以降の財政運営は本当に厳しい状況ですよ。

だから、事務事業の見直しを予定どおり行ったら、次年度以降の収支不足を補って何とかなるというような金額にはならないでしょう。事務事業見直しの担当者としては、これはどうですか。

財政部長

今、北野委員からご質問のありました事務事業の見直しの関係ですけれども、そういう観点は大事なことだと思いついて、それで、こういう 3 年度間の財政収支の状況を見た段階で、150 億の収支不足が生じるという危機的な状況になったわけです。それで、昨年、財政健全化緊急対策会議を設けながら、全庁的にいろいろどういう方策をとっていかんかということを検討してきたわけでありまして、それらによって、新年度に計上できたものもありますけれども、16 年度、17 年度に向けて、さらにまた踏み込んだ事務事業の見直しが必要だろうというふうに思っておりますので、今後、皆さんといろいろ協議させていただきながら進めていきたいと思っております。

北野委員

金額は幾らを見ているのですか。来年の話ですよ。

財政部長

今の段階では、そのあたりの方向づけがはっきりしたわけではありませぬので、収支不足をなるべく縮小させるような努力をしていこうというふうに思っております。

北野委員

財政課長に聞くけれども、健全化の効果が 16 億円というふうに議会に対して説明しているのですけれども、事

務事業の見直しを進めても、これにプラスアルファになる程度でしょう。数億の単位で効果があらわれるのですか。

(財政) 財政課長

議会の方での答弁の内容については、15 年度の今回予算に反映できた部分ということですので、なかなか難しい面はあると思いますが、今年度中に、年度内に見直せるもので効果が出てくるものもあるだろうというふうに考えています。

先ほど、議会の中でも答弁しておりますけれども、2 定以後、健全化計画自体の全体を見直さないと、これは 12 年度の予算ベースが主になっておりますので、細かい差といいますか、その中での取組で当然違いは出てきています。そこで見直しをかけて、最終的に幾ら不足するのか、それを年次的にどう解消していくのかという取組になります。

先ほど申し上げました 16、17 年度で 27、33 ということですから、今年度の 23 と合わせると、3 年度間で 80 億を超える額になります。これは、例えば 1 年度 10 億出ますと、それはまた後年度に及ぶと、そういう積み重ねをして健全化計画を見直してみないと数字はわかりませんが、この解消をしていくということの取組をしていかなければならないというふうに考えております。

北野委員

そういう話なのですが、見直せば見直すほど、歳入の点で、地方交付税でも市税でも、ぐっと伸びるなどというふうにならないでしょう。マイナスの要素というのが、見直せば見直すだけ大きく出てくるのではないですか。事務事業の見直しというのも、吹っ飛ぶぐらいの落込みが出てくるのではないですか。

入ってくる方は、どう見えていますか。

(財政) 財政課長

現在の健全化計画では、税と交付税の合わせたもの、臨時財政対策債も含めてですけれども、合わせたものを横ばいで見えております。今回の予算では、臨時財政対策債を含むと若干増になっておりますけれども、それを上回る税収等の落込みがありますので、それを今度の健全化の見直しで、これは、各自治体でこの歳入をどう見るかによって大きく計画が変わってくるものですから、なかなか難しい面もあるのですが、2 定以後、全体的な見直しの中では、それをどう見ていくか、ほかの自治体の状況も検討しながら見通しを立てていきたいと思っております。

北野委員

健全化計画の見直しのめどは、いつごろまでに結論を出そうと思っておりますか。

(財政) 財政課長

まず、2 定で 15 年度予算全体の形が出ます。今回、骨格ということで、2 定をくぐらなければ出ません。それと、14 年度の決算見込みが、出納閉鎖は 5 月末ですので、最終的な決算数値は若干整理がかかりますけれども、大まかな見直しは出てきますので、やはり、2 定以後、取り組んで、なるべく早くつくっていききたいと思っております。

北野委員

最後に、市長に質問をして、私の質問は終わります。

市長、こういう財政状況の見直しですから、市長自身も、厳しいという点では認識は一致していると思うのです。

そこで、小樽の市政運営の上で、新港管理組合の負担金が 4 億数千万円、それに、中央地区の 3 工区の方も加わってくるとということになると、少なくとも 8 億を超える負担が予想されるわけです。だから、私は、推進の立場であっても、一定期間工事を中止する、そして、小樽市の負担を、一時的であっても大幅に軽減するという措置をとらなければ、財政運営できないのではないかと思います。何ぼ赤字再建団体に転落させないように頑張ると言っても、これ以上、市民への負担というのは、これはそう簡単ではないですよ。ここまで削りに削ってきているのです

から。

そういうことは考えていませんか。母体負担の軽減ということを使うけれども、相手があるのですから、そう簡単に、はい、はいなんてなりませんよ。それは、石狩は同調するかもしれませんが。道がうんなんて、なかなか言えませんよ。

この基本問題をどう考えていますか。

市長

今、一定期間、新港の建設を凍結ということのお話でございますが、これも相手のある話ですから、そう簡単に、はい、はいというふうになるかどうかわかりませんが、そういったこともありますので、これは、先ほども申し上げましたとおり、重点課題として強く申入れをして善処してもらいたいということで、強く望んでいきたいと思っています。

北野委員

意見だけ述べて、終わります。

だから、今指摘したように、こういう石狩湾新港地域の開発という大事業は、これは、背後地の開発の問題でも、港の開発の問題でも、私は破たんしたというふうに思っています。そういう点で、市長としても、推進の立場であっても、今言った臨時的なことを考えて、小樽市がどういう決意で臨むかで母体負担の問題も効果があらわれてくるというふうに思うのです。私は、市長とは政治的な立場は違いますけれども、そういう点について、よく考えて対応していただきたいという意見を述べて、終わります。

委員長

以上をもって本日の質疑を終結し、散会いたします。